

南伊勢町総合計画

南 伊 勢 町

総合計画策定にあたって

平成 17 年 10 月に南勢町と南島町の 2 町が合併し新「南伊勢町」が誕生しました。平成19年度を初年度とする南伊勢町総合計画は、本町にとって新たな時代の第一歩を踏み出すものです。

これまで、旧両町ではそれぞれの総合計画によって、各種施策を計画的、総合的に展開したまちづくりの推進に努めてきました。しかし、高度経済成長期の経済政策や景気動向によって、地域の発展が大きく左右され、過疎化が進行しております。さらに、多様化する住民意識、環境問題、災害、少子高齢化及び国、地方を通じた財政危機といった今までに無い急激な環境変化が生じています。

本計画は、このような状況の中、昨年 8 月に実施した町民意識調査結果等町民の皆様方のご意見をもとに策定しました。本町のすぐれた地域資源である「自然の恵み」「時間の恵み」「絆の恵み」を基調とし、「豊かな自然の保全」「多様な生活文化の伝承」「人々が相互協力する絆のある地域コミュニティの発展」を基本理念としました。また、本計画は、住民の参加と連携により、南伊勢町を自らの責任において創造していくための戦略や施策展開の方向を示す基本指針として、また南伊勢町の町政運営の基礎となるものです。

このことから、本計画を着実に実現するため、成果に関する数値目標を明確にし、その成果について町民の皆様方に公表すると共に、常に町民満足度向上の観点から見直しを行っていく所存でございます。何卒、本計画の推進にあたっては、町民の皆様方や町議会の一層のご協力をお願い申し上げます。

最後にこの計画の策定にあたりまして、貴重なご意見ご提言をいただきました町民の皆様方、また熱心にご審議賜りました町議会、総合計画審議会委員の皆様など、関係各位に対し厚くお礼申し上げます。



平成 19 年 3 月

南伊勢町長 稲 葉 輝 喜

目 次

第1部	総合計画の基本的な考え方	1
-----	--------------	---

第2部	基本構想	3
-----	------	---

第3部	戦略計画	
1	戦略計画の前提	9
2	基本計画	17
3	重点戦略プログラム	31

戦略計画の展開

参考資料

南伊勢町総合計画審議会条例	71
南伊勢町総合計画審議会委員名簿	73
南伊勢町総合計画について（諮問）	74
南伊勢町総合計画について（答申）	75
南伊勢町総合計画策定経過	77
町民アンケート調査結果	79

総合計画の基本的な考え方

総合計画の基本的な考え方

平成17年(2005年)10月に南勢町と南島町の2町が合併し新「南伊勢町」が誕生しました。平成19年(2007年)度を初年度とする南伊勢町総合計画(平成19年度～平成28年度)は、本町にとって新たな時代の第一歩を踏み出すものです。

南伊勢町総合計画は、21世紀における長期展望に立って、本町が目指すべき将来発展像を町民共有の目標として掲げるとともに、これを実現するための町政の基本方針や町民活動の基本的方向を明らかにしようとするものです。

これまで、旧両町ではそれぞれの総合計画によって、社会・経済基盤の整備や福祉・医療・教育・環境等における各対策の諸施策を計画的に進め、地域の発展に努めてきました。しかし、高度経済成長期の経済政策や国土政策さらには景気動向によって、地域の発展が大きく左右され、過疎化が進行してしまいました。

また、バブル経済崩壊後の長期にわたる経済不況は、生産意欲の減退や産業基盤を一層不安定化し、地域社会の過疎化に拍車をかけ、近年になり回復傾向を示してはいるものの地域社会に深刻な問題を投げかけています。さらに、スローライフ(P3参照)志向といった人々の価値観の変化や多様化する住民意識、住民活動の活発化、環境問題の深刻化、巨大地震発生の切迫化、少子高齢化の進行、情報化の発展、経済のグローバル化、地方分権の進展、及び国地方を通じた財政危機の深刻化といった大きくそして急激な環境変化が生じています。

このような急激な環境変化に対応し、国では、政治・行政システム、社会システム、経済システムなどの構造改革に向けた取り組みが進められています。南伊勢町においても、こうした環境変化に的確に適応した南伊勢町総合計画を策定し、豊かでゆとりのある地域社会を創造していきます。

第1 総合計画の策定

1 計画の性格

新しい南伊勢町を建設していくための計画として、「新町建設計画」が平成17年に策定されました。「新町建設計画」は、新生南伊勢町を建設していくための基本方針を定めるとともに、その方針に基づいたハード・ソフト両面にわたる総合的・計画的な施策の展開を定め、その実現を図ることにより、本町全域における均衡ある発展と住民福祉の向上を目的としています。

とくに、地方分権の進展や住民の行政ニーズの多様化により、まちづくり活動への住民の参加が不可欠となってきています。また、環境変化に迅速かつ的確に対応した効率的な町政運営が求められています。このことから、総合計画の策定にあたっては、「新町建設計画」の趣旨を尊重するとともに、南伊勢町総合計画審議会の答申をはじめ、町民意識調査の実施など計画策定過程において多様な町民参加に努め、この総合計画がより広い視野を持った町民共有の指針となるよう策定しました。

南伊勢町総合計画は、住民の参加と連携により、南伊勢町を自らの責任において創造していくための戦略や施策展開の方向を示す基本指針として、また南伊勢町の町政運営の基礎となるものとして、地方自治法第2条第4項に基づき策定しました。とくに、効果的・効

率的な町政運営を実現するため、Plan（企画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）という政策マネジメントサイクルを確立し、行政活動においてより良い成果を生み出す見地から行政活動の目標を管理するという企業経営の手法を導入します。

2 計画の構成と計画期間

計画は、基本構想、戦略計画（基本計画、重点戦略プログラム）により構成されます。

【基本構想】

基本構想は、おおむね10年先を見据えた21世紀の南伊勢町にふさわしい将来像を基本理念として示しており、今後何をしていかなければならないかという基本方針を設定します。

【戦略計画】

（1）基本計画

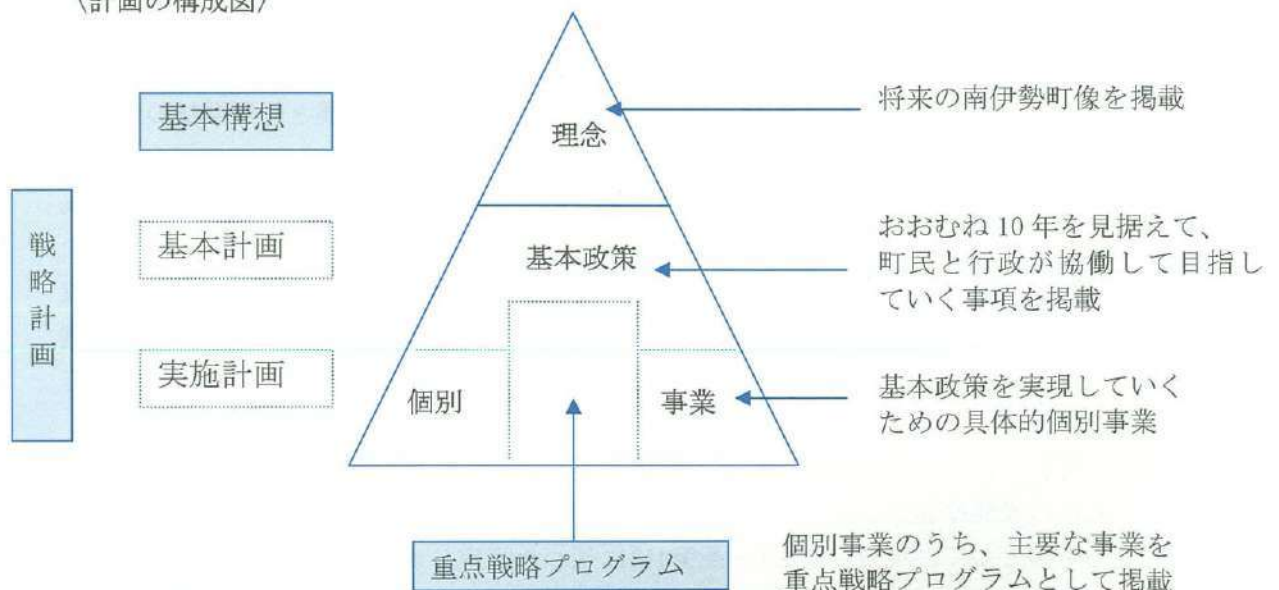
基本計画は、基本構想で示した基本理念や基本方針を実現するために必要な町政運営の基本方針及び重点戦略プログラムをより具体的に戦略計画として明らかにします。計画期間は、平成19年(2007年)度から平成28年(2016年)度までの10年間を目標とします。

(注)これまでの旧両町における基本計画は、プログラムの基本的な考え方や体系、方向性を明らかにするものであり、事業の具体的な目標や実施時期、財源等については、実施計画で示してきました。一方、最近の行政には、社会経済状況等の急激な変化に的確に対応することや事業執行における明確な目標設定が求められています。そこで、基本計画においては、従来の基本計画と実施計画を戦略計画として統合するとともに、計画の見直し(ローリング)時期を明確にすることにしました。

（2）重点戦略プログラム

重点戦略プログラムは、基本計画を的確に進行管理するため、とくに戦略的に重要な事業です。事業計画期間は、基本計画の枠内で、より効果的・効率的に事業が実施できるよう平成19年(2007年)度から平成22年(2010年)度までの4年間とします。また、日々変遷する時代に対応していくために、基本計画の枠内で柔軟に計画を変更、修正をしていくとともに、プログラムの進捗度や事業評価などを毎年度住民に公表します。

〈計画の構成図〉



南伊勢町基本構想

「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間…南伊勢」を求めて ～自然の恵み、時間の恵み、絆の恵みを基調として～

私たちは、豊かな自然の恵み、豊かで多様な生活文化の恵み、人々の強い絆の相互協力によるまちづくりの推進を基調として、「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間…南伊勢」の実現を目指します。私たちは、南伊勢から世界に広がる地球的な視野をもって環境に配慮し、人と自然が共生できる循環型社会の実現を目指します。そして、様々な人々と共に生き、共に責任を担いながら、協働により南伊勢町を育み続けます。

第1 目的

この南伊勢町基本構想(以下「構想」とします。)は、21世紀における南伊勢町の基本目標とその実現のための総合的かつ計画的なプログラムの方向を定めることを目的とします。

第2 目標年次

構想の目標年次は、おおむね平成28年(2016年)度とします。

第3 基本理念

構想の基本理念を「豊かな自然の保全」「多様な生活文化の伝承」「人々が相互協力する絆のある地域コミュニティの発展」とします。私たちは、この基本理念を基調とし、南伊勢から世界に広がる地球的な視野をもって環境に配慮し、人と自然が共生できる循環型社会の実現を目指します。そして、様々な人々と共に生き、共に責任を担う協働のまちづくりを推進します。

第4 基本目標

構想の基本目標を「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間…南伊勢」とします。この基本目標は、「豊かな環境・スローライフな生活文化・強い絆のまちづくり」によって実現されます(スローライフ:のんびりした時間をおくるのは勿論のこと、自分らしく無理をしない自然体でいられて充実した生活を送ることをいう)。

1 豊かな環境:日本の源郷(ふるさと)の創造

安全性や利便性・快適性などの視点から、町全体を美しさとうるおいをもった風土が織りなす日本の源郷(ふるさと)として創造することによって、豊かな環境のまちを目指します。

2 スローライフな生活文化：自分らしさが実現できる生活文化の創造

時間的なゆとりのある生活の中で、環境や地域の歴史・伝統を愛し、自分らしさを発揮し、充実感が高まる質の高い生活を送ることができるまちを目指します。

3 強い絆：いきいきとした豊かな地域社会の形成

全ての人々が健康で安心して生活でき、多様な生活文化があり、いきいきとした豊かな地域社会を形成することによって、強い絆のあるまちを目指します。

第5 地方自治体経営の基本的な考え方

地域住民等との協働やコミュニティ活動の展開を基調とした自治を推進し、効率的で開かれた「地方分権型自治体」を実現します。地方自治体経営の観点から、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的展開を図り、環境変化に柔軟かつ機動的に対応できる推進体制を整備します。また、トップ・マネジメントと執行体制の確立、町民、地域活動団体、民間事業者等との協働を基本としながら、重点課題の設定や行政評価の実施により、効率的な行政を推進します。

1 行政の役割転換

町民満足度の向上の観点から、行政評価制度の構築や積極的な民間活力の活用などにより、行政運営に競争原理を導入します。情報通信技術を活用するなど安心して暮らせる町民生活を保障するための仕組みをつくとともに、町は主体性と責任を持ちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から、公共サービスが効果的、効率的に提供できるように、地域活動団体など多様な供給主体の活動を尊重し、総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換していきます。

2 協働のまちづくりの推進

計画の策定やその推進にあたっては、コミュニティ（区）の視点を基礎に置くとともに、全町的な視点からも地域の人材、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用します。町民満足度を的確に把握し、町民の声を町政に反映する広聴システムを構築するとともに、町民、地域活動団体、民間事業者等との協働によるまちづくりを積極的に推進し、社会の変化や町民の価値観の多様化に適切に対応します。

3 成果重視の行政経営システムの確立

成果重視の行政経営システムを確立するため、達成目標の明確化、組織体制の整備、事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を推進します。町財政の自立性の強化、受益と負担の適正化、財源の拡充など健全な財政運営の確立に努めます。

4 柔軟で機動的な推進体制の整備

柔軟で機動的な推進体制を整備するため、横割り組織と情報システムの積極的な活用、人材の育成、危機管理体制の確立を図ります。また、国、県、市町、他の公共機関、民間事業者等との連携に努めるとともに、課題に応じた広域的な自治体間ネットワークを形成

します。

5 透明で公正な行政の確立

行政の説明責任に基づき、町民にとってわかりやすい情報の提供に努めるとともに、積極的かつ迅速な情報公開を推進します。電子媒体を使った申請や届出など情報システムを活用した電子自治体（自治体の行政サービスを向上させるためインターネットなどを活用し住民や企業が必要な情報を容易に入手できるような自治体行政の情報化をいう。）の構築を図ります。男女平等、環境保全、バリアフリー（障壁＝バリアがないこと。とくに高齢者、障害者の日常生活に妨げとなる障壁を取り除くこと。道路、施設などのハード面だけでなく、心理的な障壁をなくすことも含めて用いられる。）などの課題について行政が自ら率先し、先導役として社会全体への波及に努めます。

第6 地域空間整備の基本的な考え方

基本目標の実現に向けて、地域社会やコミュニティ(区)を基礎とし、地域の特性を考慮した個性的で魅力的な地域空間の整備を図ります。また、災害に強い町の形成を基本に、良好な環境と都市的利便性が調和し、景観に配慮した美しい高品質の地域生活空間を創出します。

1 地域生活空間の整備による日本の源郷（ふるさと）づくり

地域構造の視点から見た南伊勢町の目標とする地域像を「日本の源郷」とします。日本の源郷とは、住む人が自然と共生し、豊かな生活を実現していた「人にも環境にも優しい快適環境のまち」を創造します。

2 コミュニティ(区)を基礎とした整備

コミュニティ(区)を基礎とした協働のまちづくりにより、コミュニティ意識の醸成を図りながら、個性ある魅力的な地域生活空間を創造します。

第7 「豊かな環境・スローライフな生活文化・強い絆のまちづくり」を進める8つの「まちの創造」プログラム

基本目標である「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間…南伊勢」は、「豊かな環境・スローライフな生活文化・強い絆のまちづくり」を進める8つの「まちの創造」プログラムによって推進されます。

1 安全と潤いのある生活快適空間のまちの創造

災害に強い地域基盤の整備を図ることを基本に、バリアフリーのまちづくりを推進し、都市的利便性と自然環境が調和した、潤いのある生活快適空間のまちをつくります。

2 人と自然が共生できる循環型のまちの創造

地球環境の保全の視点に立って、持続的な発展が可能な循環型社会の実現に向けて、人と自然が共生できる良好な環境のまちをつくります。

3 魅力と個性にあふれた情報力と活力のまちの創造

町民生活の充実や地域の発展に向けて、魅力ある地域産業の育成、地域基盤および情報通信基盤の整備、情報ネットワークの形成を図ることによって、情報力と活力のまちをつくります。

4 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちの創造

次代を担う子どもが、家庭、学校や保育所（園）等、地域の連携の中でいきいきと毎日をおくることができるようにします。また、学校が健やかな心と体を育む豊かな学びの場となるよう学習プログラムを充実し、社会性と創造力を備え、個性と能力にあふれた子どもが輝く教育・子育てを支援するまちをつくります。

5 町民の一体感を高める文化交流活動のまちの創造

幼児から高齢者まで町民誰もが、いつでもどこでも学び、活動することができるよう、場の提供と仕組みの整備、充実を図り、生涯にわたって豊かな人生がおくれる生涯学習・文化のまちをつくります。

6 世界に開かれた人権のまちの創造

全ての人の基本的人権を保障し、人種、国籍、性、信条、障害の有無、社会的身分などによるあらゆる差別の解消を基本原則として、世界に開かれた人権のまちをつくります。

7 希望と安心に満ちた健康・福祉のまちの創造

全ての町民が健康で安心できる豊かな生活をおくることができるよう、利用者の視点に立ったサービスの提供及びバリアフリー化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進めるために、行政、各関係機関との連携により健康・福祉のまちをつくります。

8 ふれあいと協働で進める町民自治のまちの創造

協働とコミュニティの展開を基礎に置いた自治の基本的な制度等を整備するとともに、町民の自立した活動を支援するプログラムの拡充を図り、町民、地域活動団体、民間事業者等と行政が協働する町民自治のまちをつくります。

豊かな環境・スローライフな生活文化・強い絆の8つのまちの創造プログラム

(豊かな環境：その1)

1. 安全と潤いのある生活快適空間のまちの創造

- ①安全で快適な道路の整備 ②海と山と風の快適空間の創出
- ③安全で安心して暮らせる快適なまちづくり
- ④公共交通環境の整備

(豊かな環境：その2)

2. 人と自然が共生できる循環型のまちの創造

- ①環境保全の推進 ②資源循環型ごみ処理の推進
- ③水環境保全の促進

(豊かな環境：その3)

3. 魅力と個性にあふれた情報力と活力のまちの創造

- ①情報環境の整備 ②持続が可能な産業の発展
- ③知識情報産業の育成 ④健康・福祉産業の育成
- ⑤消費生活の向上 ⑥地域の再開発の推進

(スローライフな生活文化：その1)

4. いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちの創造

- ①魅力ある教育の推進 ②子育て支援の充実
- ③安全で開かれた学校環境の整備

(スローライフな生活文化：その2)

5. 町民の一体感を高める文化交流活動のまちの創造

- ①生涯学習の推進 ②文化のまちづくりの推進

(強い絆：その1)

6. 世界に開かれた人権のまちの創造

- ①国際化の推進 ②人権プログラムの推進
- ③男女平等社会の実現

(強い絆：その2)

7. 希望と安心に満ちた健康・福祉のまちの創造

- ①地域福祉の推進 ②高齢者福祉の充実
- ③健康づくりの推進 ④医療体制の充実

(強い絆：その3)

8. ふれあいと協働で進める町民自治のまちの創造

- ①コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進
- ②「地方分権型自治体」の実現と地方自治の確立

豊かな環境・スローライフな生活文化・
強い絆の8つのまち創造プログラム

↓スローライフな生活

6	世界に開かれた人権 のまちの創造 ①国際化の推進、②人権プロ グラムの推進、③男女平等社会 の実現
7	希望と安心に満ちた 健康・福祉のまちの創造 ①地域福祉の推進、②高齢者 福祉の充実、③健康づくりの推 進、④医療体制の充実
8	ふれあいと協働で進 める町民自治のまちの創 造 ①コミュニティの展開と協 働のまちづくりの推進、②「地 方分権型自治体」の実現と地方 自治の確立

①安全で快適な道路の整備、②海と山と風の快適空間の創出、③安全で安心して暮らせる快適なまちづくり、④公共交通環境の整備

①環境保全の推進、②資源循環型ごみ処理の推進、③水環境保全の推進

①情報環境の整備、②持続が可能な産業の発展、③知識情報産業の育成、④健康・福祉産業の育成、⑤消費生活の向上、⑥地域再開発の推進

①魅力ある教育の推進、②子育て支援の充実、③安全で開かれた学校環境の整備

①生涯学習の推進、②文化のまちづくりの推進

①地域福祉の推進、②高齢者福祉の充実、③健康づくりの推進、④医療体制の充実

①コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進、②「地方分権型自治体」の実現と地方自治の確立



第 3 部

戦 略 計 画

4. 戦略計画の前提

1 戦略計画の前提

1 戦略計画の前提

1 戦略計画の前提

第1 目的

この計画は、町行政の立場から、基本構想に示された課題に取り組み、その基本目標である「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間…南伊勢」を実現することを目的とします。

また、この計画は、計画的な行財政運営の指針となるものです。

第2 性格

この計画は、主として町が推進主体となるプログラムについて、基本的な考え方、体系、主要事業の目標や実施時期等の内容を定めた戦略計画として定めます。

ただし、計画の実現にあたっては、町だけでなく、町民、国、県、他の市町村、関係機関、関係団体、民間事業者、地域活動団体、大学等との連携や協力が必要となりますので、これらの推進主体に係るプログラムについても掲げています。

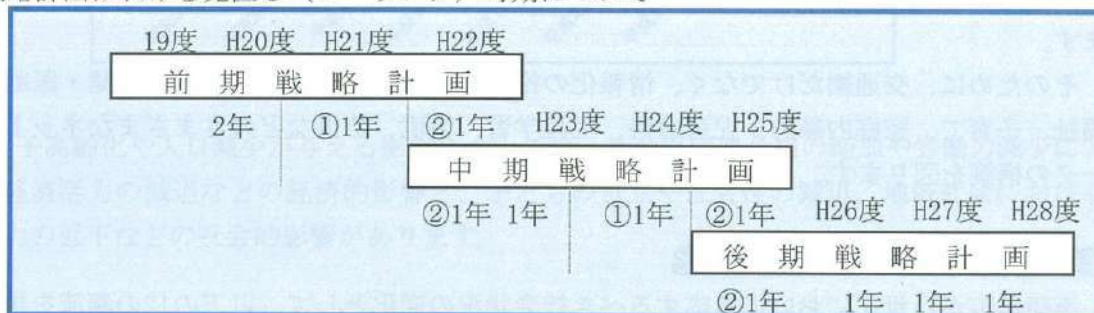
また、プログラムの基本的な考え方、体系、方向性や主な事業の内容、目標や実施時期についても明示しています。

第3 目標年次

戦略計画の目標年次は、おおむね平成28年(2016年)度とします。ただし、計画期間を4年毎に3期(前期・中期・後期)に分け、見直し(ローリング)を行います。改定作業年度は平成21年(2009年)度、平成24年(2012年)度となります。この場合、前期の最終の年度であり中期の最初の年度である平成22年(2010年)度、中期の最終の年度であり後期の最初の年度である平成25年(2013年)度は調整期間とします。

また、今回の戦略計画では、前期については主要事業における目標等を示し、中期及び後期については、主に各事業の方向性を示します。

戦略計画における見直し(ローリング)時期について



(注) ①1年：改定作業期間(平成21年度、平成24年度)、 ②1年：調整期間(平成22年度、平成25年度)

第4 前提条件

1 対象区域

計画の対象区域は、南伊勢町全域とします。

ただし、プログラムの展開にあたっては、近年及び将来の社会経済動向や町民生活圏域の広がりなどを勘案し、中部圏・近畿圏、三重県、伊勢志摩地域、近隣市町及び全国や海

外等も射程に入れた広域的観点についても十分配慮します。

2 行財政制度

現行の行財政制度(国の三位一体改革などにより、地方財政制度が大きく変化しないこと)を前提とします。ただし、地方自治体の事務や権限、財政の仕組みにおいて、町民に身近な事務事業は基本的に市町村が処理するという地方自治を推進する観点から、制度の改善に取り組む姿勢を明らかにします。

第5 土地利用の考え方

1 自然の骨格に則した保全と利用

町域の8割以上を山林が占め、海岸部は典型的なリアス式の海岸となっており、その海岸部を中心に町域の約6割が伊勢志摩国立公園に指定されています。この美しく雄大な自然を守ることを基本に、自然の骨格を形成している地形に則した土地の保全と適正な利用を図るとともに、素晴らしい眺望景観の維持、向上に努めます。

2 自然共生型の地域づくり

地形条件や第1次産業を中心とした就業環境などから、市街地と集落が比較的に小さな規模で分散しています。各地区の連携を高めながら、それぞれの地区の特色や地域性を活かしたまちづくりを進めることにより、全体として、自然と共に暮らす自然共生型の地域づくりを目指します。

3 さまざまなネットワークづくり

東西に長く、町内の道路交通網の構築が重要であるとともに、隣接する伊勢、志摩、奥伊勢、東紀州地域との連携を強めることで、各地区の状況に応じた近隣地域との連携体制を構築し、住民がそれぞれの生活に則した柔軟な生活圏を構築できる環境づくりを目指します。

そのために、交通網だけでなく、情報化の推進とともに、行政サービス、保健・医療・福祉、子育て、家庭内暴力、児童虐待、生涯学習、環境、防災などのさまざまなネットワークの構築を図ります。

第6 計画の前提となる環境の変化

南伊勢町が21世紀において対応すべき社会状況の変化として、以下の12の潮流を掲げます。計画の策定にあたっては、この環境の変化を計画全体を通じて考慮すべき要素として認識するとともに、政策的課題として総合的に対策を講じていく必要があります。

1 安全・安心へのニーズの高まり

住民の安全の確保は、近年に増して高まっています。大地震やそれに伴う津波、台風等による暴風雨や局地的な集中豪雨など自然環境によるものをはじめ、交通事故、食品の不正表示や食料品への化学物質の添加、アスベスト問題などの人為的なもので、住民の生命そして財産をおびやかすことがらは多岐にわたります。

2 少子高齢化の進行

わが国における平成16年(2004年)の合計特殊出生率は、1.29と過去最低を記録し、日本の人口は平成18年(2006年)をピークに以後減少していくと予測されています。

一方、平成16年(2004年)10月の高齢化率は19.5%となっており、将来推計人口によれば2020年代には高齢化率が28～29%に達し、10人に3人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会を迎えるといわれています。

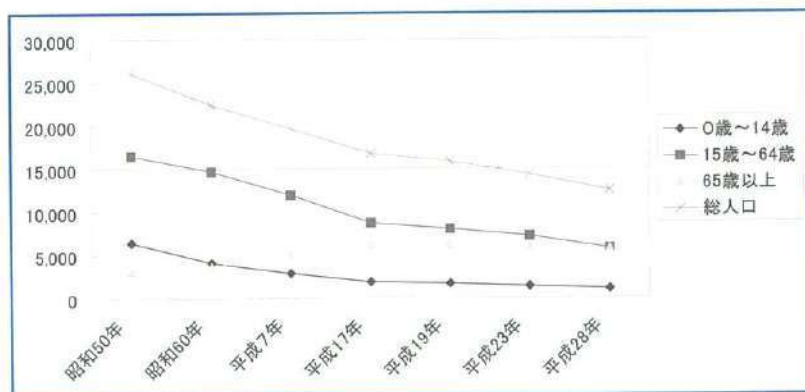
南伊勢町においても総人口は、今後も減少し、また高齢化率も5年後の平成23年(2011年)には40%を超えるものと推計され、超高齢社会の到来が現実となります。

人 口 の 推 移

(単位：人)

	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成19年	平成23年	平成28年
0歳～14歳	6,471	4,067	2,821	1,814	1,675	1,310	1,008
15歳～64歳	16,577	14,707	11,899	8,623	7,997	7,113	5,760
65歳以上	3,055	3,665	4,953	6,250	6,138	5,899	5,722
総人口	26,103	22,439	19,673	16,687	15,810	14,322	12,490

(資料：国勢調査及び三重県推計値)



少子高齢化や人口減少が与える影響については、社会保障費負担の増加や労働力減少による経済活力の減退などの経済的影響と、子どもの自立や社会性の減退、地域社会における活力の低下などの社会的影響があります。

3 地方分権の進展と自治の確立

国により、三位一体改革が進められているが依然として財源問題等の課題は残っているものの、地方分権一括法の施行(平成12年4月)により、機関委任事務の廃止など地方分権は、一定程度の推進が図られたことができます。今後は、国と地方自治体や都道府県と市町村の関係における権限と財源の適切な配分などに向けて取り組む中で、さらに地方分権を推進し、住民自治を確立することが重要です。

4 技術革新と情報化の進展

「IT(情報通信技術)革命」に代表されるように情報通信技術は飛躍的に発展しており、今後も急速に進展することが予測されます。そこで、技術革新の成果を活用して、町民サービスの向上や地域経済の活性化、町業務の効率化を図るとともに、電子申請等や積極的かつ迅速な情報公開を進めるため費用対効果をふまえた電子自治体を構築していく必要があります。また、こうした情報化の進展に対応して、町民の情報格差への対応や個人情報の保護の徹底を図ることが課題となっています。

5 価値観・生活意識の多様化

生活水準の向上や余暇時間の増加などにより、価値観や生活意識の多様化がますます進んでおり、「物の豊かさ」だけでなく「心の豊かさ」への志向が強まっています。今後は、高齢化の進行もふまえ、生涯学習などの「生活の質」の向上に向けたプログラムを展開するとともに、多様化する町民ニーズを的確に把握し町政に反映する仕組みを構築する必要があります。

6 協働領域の拡大

少子・高齢化の進行や余暇時間の増大等により地域コミュニティへの関心はますます高まっており、町民、地域活動団体、民間事業者等と行政による協働領域が拡大しています。今後は、「特定非営利活動促進法」(NPO法)の施行(平成10年12月)や「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)の施行(平成11年9月)なども踏まえ、協働領域の拡大に対応するシステムを確立することが重要です。

7 男女平等の実現への取り組み

男女平等社会の形成は基本的人権に関わる問題であり、根強く残っている構造的な差別や偏見に対し、あらゆる側面から検討していく必要があります。今後は、「男女共同参画社会基本法」の施行(平成11年6月)などに従って、男女平等を実現するために、現行の制度や社会慣習の見直しを行い、性差別のないまちづくりを推進することが必要です。

8 バリアフリーに向けた環境整備の進展

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)の施行(平成12年11月)などによりハード面におけるバリアフリーの法的整備が図られつつあります。今後は、さまざまな障害についてあらかじめ配慮した施設整備を行うとともに、生活空間全体のバリアフリー化・情報に関するバリアフリー化や「心のバリアフリー」など、ハード面だけでなく全ての分野にバリアフリーを進める必要があります。

9 地球環境問題への取り組み

現在、環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球全体にまで広がっており、深刻な全人類の課題となっています。地球環境という視点にたつて、企業活動や生活様式などを問い直すとともに、環境に配慮した交通体系への転換を図る必要があります。特に行政にあっては、循環型社会形成推進基本法の施行(平成12年6月)等もふまえ、その社

会的使命として、環境負荷を軽減し持続可能な社会を構築するための取り組みを率先して実行します。

10 国際化の更なる進展

経済の全世界的な展開等による本格的なボーダーレス化が進行しており、南伊勢町においても居住外国人数の増加傾向が今後も継続することが予測されています。今後は、地域における国際化をさらに推進するとともに、町民団体間や自治体間のネットワーク化に取り組む必要があります。

11 自治体経営の視点の強化

現在、国を始め、多くの地方自治体では、公的部門への民間企業の経営理念・手法の導入(積極的な民間委託の推進などによる効率的な行政運営等)や徹底した住民参加による行政運営を推進する改革を進められています。

このことは、南伊勢町における行財政改革においても、基本的に同様な取組が求められています。

12 地域生活空間の更新期の到来

公共施設等の社会基盤施設の一部は、耐用年数を迎えるなど、今後は、当該施設を中心とした地域生活空間の本格的な更新期の到来が予測されます。これらの地域生活空間は、財源を含めた再生・修復の方法を検討する中で、周辺環境と一体となったまちづくりや新たな機能を付加することなどを推進し、魅力的な生活空間として整備する必要があります。

第7 総合計画に対する住民意識調査の結果から見た南伊勢町の特性

1 調査の目的と回収の状況

南伊勢町総合計画の策定にあたり、町民の生活意識や町政全般、今後のまちづくりについての意見、要望などを把握することにより、今後の住みよいまちづくりに向けての基礎資料を得ることを目的として「南伊勢町町民意識調査」を実施しました(詳細については巻末に調査結果を添付しています)。

- ・調査時期 平成18年(2006年)8月
- ・調査区域 南伊勢町域全般
- ・調査対象 町内在住の18歳以上の男女
- ・対象者数 1,000人
- ・抽出方法 無作為抽出法
- ・回収率 39.9%

2 町の特徴として誇れるものについて

町の特徴として誇れるものについては、「熊野灘に面した海岸や風など、自然景観が豊かである」と「海岸景観などが美しい」を合せると65.4%の人が自然環境の豊かさを感じ

ています。10.3%と第3番目に多い「地域特産の農産物や魚介類が豊かである」の回答も豊かな自然環境の恵みを表すものとなっています。その次には「特になし」「地形的にまとまっていて、町民のお互いの顔が見える」と続いています。

3 町の住みよさについて

町の住みよさについては、「住みよい」「どちらかといえば住みよい」を合せると約7割の69.2%の人が南伊勢町に住み良さを感じています。どのような点で「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と感じますかという設問には「身近に親しめる自然がある」「犯罪が少なく、風紀や治安が良い」「なんとなく住みやすい」という理由が続いています。

又、「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」は合せて30.8%となっています。どのような点で「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」と感じますかという設問には「通勤、通学に不便である」「日常の買い物や飲食に不便である」「福祉、医療施設の整備が不十分である」という理由が続いています。

4 町の定住意向について

町の定住意向については「ずっと住み続けたい」「町内で移りたい」と回答した人が62.1%で、定住意志のある人が約6割を占めていますが、「わからない」22.6%、「町外へ移りたい」14.5%と人口流出が懸念されます。

5 住民の満足度、重要度について

アンケートで得られた重要意識・満足意識から計算した重要度・満足度を、それぞれ縦軸・横軸にとって28項目の回答結果を座標に記入すると、別添「重要度・満足度プロット図」のようになります。

・取組に対する町民のニーズが特に高いもの

【Aゾーン 重要度が平均値より高く、満足度が平均値より低い項目・・・11項目】

「重要度・満足度プロット図」の左上に位置する項目は、プログラムの必要性が充分認識され、特に取組の推進や改善に対する町民のニーズが高い項目と考えられ、従来のプログラムの取組について、さらに改善を検討する必要があります。

主 な 項 目
「水害などの災害に対する安全さ」「医療機関の整備」
「道路の広さや交通安全対策」「日常の交通の便利さ」「通勤、通学の便利さ」
など

・取組の必要性と内容に対する町民の評価が得られているもの

【Bゾーン 重要度、満足度ともに平均値より高い項目・・・7項目】

「重要度・満足度プロット図」の右上に位置する項目は、プログラムの必要性が充分認識され、その取組にも満足されている項目と考えられ、今後も現在の水準を維持するため、着実に取組を推進する必要があります。

主 な 項 目
「犯罪に対する安全さや風紀のよさ」「ごみ処理対策」
「下水道整備や雨水排水などの処理対策」「緑の豊かさなどの自然環境」など

- ・取組に対する町民の満足度は低いものの、必要性の認識も低いもの

【Cゾーン 重要度、満足度ともに平均値より低い項目・・・1項目】

「重要度・満足度プロット図」の左下に位置する項目は、取組の推進や改善に対するニーズは高いものの、他のプログラムと比較してその必要性の認識が低い項目と考えられ、プログラムの重要性をさらに認知してもらえそうな取組とともに、従来の取組の改善も検討する必要があると考えられます。

主 な 項 目
「図書館など生涯学習施設の整備状況」

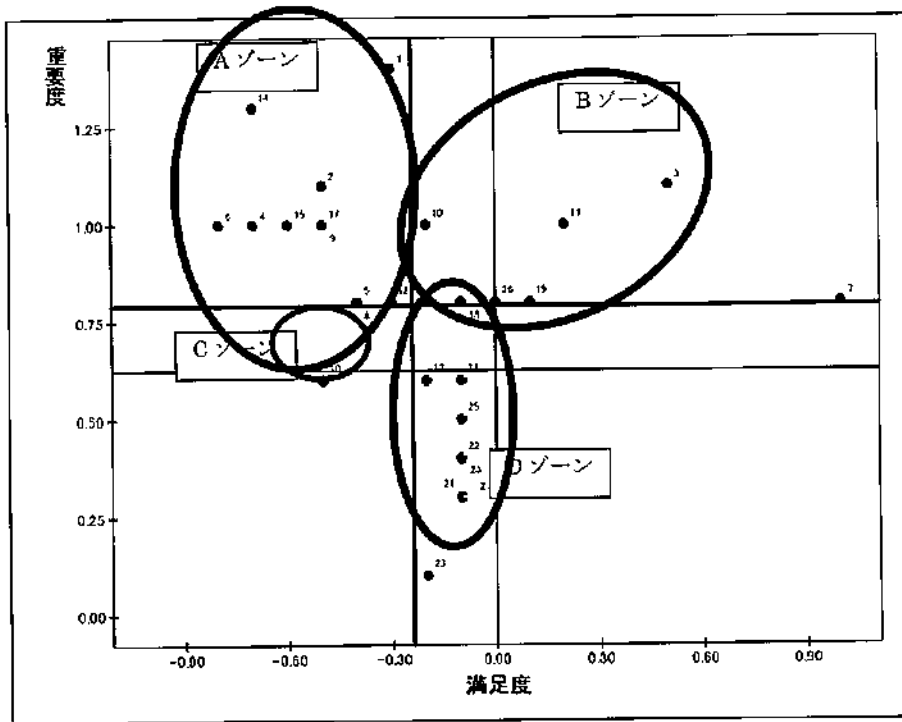
- ・必要性の認識は低いものの、取組に対する満足度は高いもの

【Dゾーン 重要度が平均値より低く、満足度は平均値より高い項目・・・9項目】

グラフ右下に位置する項目は、他のプログラムと比較してその必要性の認識は低いものの、取組には満足されている項目と考えられ、着実に取組を推進するとともに、プログラムの重要性についてさらに認知してもらえそうな取組を進める必要があると考えられます。

主 な 項 目
「公民館、体育施設等の貸し出し手続き」「公民館事業など教養を高める機会がある」「コンピューターの利用などの情報化」など

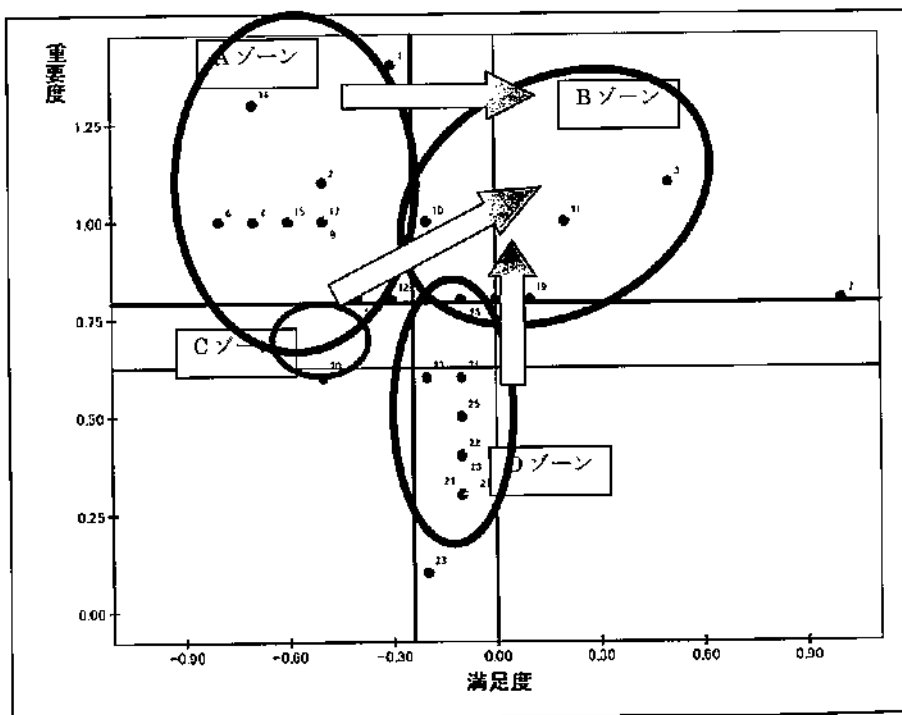
重要度・満足度プロット図



凡例

- 1 入居などの災害に対する安全
- 2 道路の広さや交通安全対策
- 3 駅近に対する安全や見守り活動
- 4 通学・通学の便
- 5 住居の質の良し悪し
- 6 住居の安全の良し悪し
- 7 給水設備などの生活設備
- 8 公園・広場・子どもの遊び場
- 9 通学路の整備状況
- 10 下の通学路の可視化などの対策
- 11 公園の整備状況
- 12 公園施設のフットパスの設置・広がり
- 13 歩道・自転車道に対する歩道の整備
- 14 道路環境の整備
- 15 住宅環境の整備状況
- 16 新築住宅の子育て支援事業
- 17 老人・障害者の福祉施設
- 18 小学校の環境の整備状況
- 19 中学校の環境の整備状況
- 20 区画整理と生活環境の整備状況
- 21 公園・広場などの整備状況
- 22 公園・広場などの整備状況
- 23 公園・広場などの整備状況
- 24 公園・広場などの整備状況
- 25 公園・広場などの整備状況
- 26 公園・広場などの整備状況
- 27 公園・広場などの整備状況
- 28 公園・広場などの整備状況
- 29 公園・広場などの整備状況
- 30 公園・広場などの整備状況
- 31 公園・広場などの整備状況
- 32 公園・広場などの整備状況
- 33 公園・広場などの整備状況

戦略の向かうべき方向



戦略的には、
Aゾーン、Cゾ
ーン、Dゾ
ーンをBゾ
ーンの方
向に持って
いく必要があ
る。

2 基本計画

2 基本計画

2 基本計画

第1 計画の基調

この計画は、基本構想の基本理念である「豊かな自然の保全」「多様な生活文化の伝承」「人々が相互協力する絆のある地域コミュニティの発展」を基調として、南伊勢から世界に広がる地球的な視点に立って、環境に配慮した循環型社会の実現を目指して、様々な人びとと共に生きる協働のまちづくりを推進するための総合計画として策定します。この理念は、将来にわたって、人びとが共有すべき普遍的な理念であるとともに、南伊勢町が町民生活の充実に向けて取り組む全てのプログラムの前提となるものです。

第2 基本目標

この計画の基本目標を「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間…南伊勢」と定めます。この基本目標は、基本構想の掲げる目標と同一となっています。「豊かな自然の保全」「多様な生活文化の伝承」「人々が相互協力する絆のある地域コミュニティの発展」を基調とするものです。「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間…南伊勢」は、「豊かな環境・スローライフな生活文化・強い絆のまちづくり」によって実現されます。

豊かな環境：日本のふるさとの創造

安全性や利便性、快適性、安らぎなどの視点から、町全体をうるおいをもった青と緑と黄があふれる日本のふるさととして創造することによって、豊かな環境のまちをめざします。

スローライフな生活文化：自分らしさが実現できる生活文化の創造

時間的なゆとりのある生活の中で、環境や地域の歴史・伝統を愛し、自分らしく自然体でいられて、充実した質の高い生活を送ることができるまちを目指します。

強い絆：いきいきとした豊かな地域社会の形成

全ての人びとが健康で安心して生活できる、文化の薫り高い、いきいきとした豊かな地域社会を形成することによって、高福祉のまちをめざします。

第3 「豊かな環境・スローライフな生活文化・強い絆のまちづくり」の構成

「豊かな環境・スローライフな生活文化・強い絆のまちづくり」は、8つの「まちの創造」プログラムによって構成されます。「まちの創造」の名称と基本的な考え方は以下のとおりであり、それぞれのプログラムのうち、重点的なプログラム内容については、重点戦略プログラムとして記述されています。

(豊かな環境：その1)

1 安全と潤いのある生活快適空間のまちの創造

(1)基本的視点

災害に強い地域基盤の整備を図ることを基本に、バリアフリーのまちづくりを推進し、都市的利便性と自然環境が調和した、潤いのある生活快適空間のまちをつくります。

(2)プログラムの方向

①安全で快適な道路の整備

誰もが安心して生活できるようバリアフリー化を積極的に推進し、安全で快適な道路空間を形成するとともに、周辺環境に配慮しながら幹線道路、生活道路や住宅密集地域の消防・防災活動用道路の確保等の重点的な整備を進めます。

②海と山と風の快適空間の創出

まち全体が緑豊かでうまいのある快適な空間となるよう自然環境の維持、保全を推進するとともに、地域の特性を活かした農山漁村の景観を形成します。

③安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

町民一人ひとりの安全で快適な住環境への配慮と相互理解のもと、建築物の耐震化や防災空地の確保など、協働意識を重点に置いたまちづくりを推進します。また、日常的な防災・防犯対策の充実に努めます。

町民の生命と財産を守るため、幹線道路、津波等に対する避難路(避難施設)や港湾などの整備や災害危険度が高い地域の改善など地域の被災抑制を推進するとともに、自主防災組織への支援の充実、総合防災訓練の実施、危機管理体制の強化、消防・防災施設等の拡充や災害時要援護者対策など災害に強いまちづくりを推進します。

④公共交通環境の整備

人と環境に配慮した総合的な交通対策を確立し、町内バス交通網の整備などの充実・強化に取り組みます。

(豊かな環境：その2)

2 人と自然が共生できる循環型のまちの創造

(1)基本的視点

地球環境の保全の視点に立って、持続的な発展が可能な循環型社会の実現に向けて、人と自然が共生できる良好な環境のまちをつくります。

(2)プログラムの方向

①環境保全の推進

地域の発展が自然環境や生活環境と調和した町となるよう、環境に関する意識の向上に努めるとともに、公害の防止、自然環境の保全・回復、エネルギーの有効活用など環境保全の推進を図ります。

②資源循環型ごみ処理の推進

行政、町民、地域活動団体、民間事業者等がそれぞれの役割に基づいて連携・協力し、ごみの発生の抑制、循環資源の再使用・再利用に努め、最終処分場への負荷を最小限にとどめるよう努力します。

③水環境保全の促進

水道は、日常生活に欠かせないものであり、安全で且つ良質な水の安定供給に努めます。また、生活排水処理施設は、健康で快適な住民生活の基盤となる施設であり、トイレの水洗化及び雑配水の処理による生活環境の改善はもとより、公共用水域の水質保全の機能を有していることから、今後も積極的に整備促進を図ります。

(豊かな環境：その3)

3 魅力と個性にあふれた情報力と活力のまちの創造

(1)基本的視点

町民生活の充実や地域の発展に向けて、魅力ある地域産業の育成、地域基盤および情報通信基盤の整備、情報ネットワークの形成を図ることによって、情報力と活力のまちをつくります。

(2)プログラムの方向

①情報環境の整備

地域の活性化を促進するため、情報通信技術の革新に対応した基盤整備を行うとともに、町民、地域活動団体、大学、民間事業者等と協働して情報ネットワークの形成を進めます。また、個人情報保護や情報格差の是正等に努め、安全で利用しやすい情報環境の実現を図ります。

②持続が可能な産業の発展

様々な機能を持つ海・山・農地を町の貴重な資源として計画的に保全し、持続が可能な第一次産業の発展に努めます。また、水産加工業など地場産業中心の地域社会と共生しながら、環境と調和した工業への転換を支援します。さらに、地域の風土、歴史、環境などを活用したスロー・ツーリズム（長期滞在型観光）の振興に取り組みます。

③知識情報産業の育成

研究開発型企業や情報通信技術を活用したSOHOなどの育成・誘致を図り、知識情報産業の発展に努めます。（SOHO:小規模なベンチャービジネスのために住居を兼ねたオフィス空間）

④健康・福祉産業の育成

高齢者が生き生きと健康に暮らせるように、健康・福祉産業を育成し、疾病の予防・早期発見プログラムの充実の調査、研究に努めます。また、健康・医療技術を利用した滞在型治療（リュウマチ、糖尿病、アトピーなど）等の健康・福祉型観光を調査、研究します。

⑤消費生活の向上

町民の多様化する消費生活に対応した適切な情報提供や相談業務の拡充、学習啓発活動の充実を図り、賢い消費者の育成に努めます。

⑥地域の再開発の推進

地域生活空間の再開発を進め、地域特性を活かした魅力と活力のあるまちづくりを図ります。再開発にあたっては、景観や環境に配慮するとともに、防災機能の向上に努めます。

(スローライフな生活文化：その1)

4 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちの創造

(1)基本的視点

次代を担う子どもが家庭、学校や保育所（園）等、地域の連携の中でいきいきと毎日をおくることができるようにします。また、学校が健やかな心と体を育む豊かな学びの場となるよう学習プログラムを充実し、社会性と創造力を備え、個性と能力にあふれた子どもが輝く教育・子育てを支援するまちをつくります。

(2)プログラムの方向

①魅力ある教育の推進

子ども一人ひとりがいきいきと育つ学校教育の実現を目指し、人間形成を培う基礎的・基本的な内容を重視した指導を行います。

さらに総合的な学習を基礎とした国際化や情報化、都市の子どもたちとの交流、地域への参加や自然との共生など、新しい教育課題への取り組みを進めます。また、地域と密接な連携を図り、多様なニーズに対応できる情操豊かで創造性と個性を育む教育や伝統文化への理解を深める郷土教育を目指します。

②子育て支援の充実

誰もが安心して子育てができるよう子育て支援センターを中心として、在宅の子育て、保育所（園）・学校との連携などによる子育て支援の充実に努めます。

また、少子化に伴って園児数が減少しており、適正規模、適正配置に沿った保育所（園）の統廃合の推進及び施設の整備を進めます。

③安全で開かれた学校環境の整備

学校を児童・生徒にとって優れた教育の場にするとともに、子どものための遊び場として、また、幼児から高齢者まで、広く町民に開かれた場として地域の財産となるよう、学校施設の整備と複合的な活用を進めます。

(スローライフな生活文化：その2)

5 町民の一体感を高める文化交流活動のまちの創造

(1)基本的視点

幼児から高齢者まで町民誰もが、いつでもどこでも学び、活動することができるよう、場の提供と仕組みの整備、充実を図り、生涯にわたって豊かな人生がおくれる生涯学習・文化のまちをつくります。

(2)プログラムの方向

①生涯学習の推進

町民一人ひとりが、自らを高める機会を生涯にわたって確保できるよう、小・中学校等の積極的な活用を図り、町民参加型の生涯学習を推進します。

また、学校の図書室の開放など図書館活動の充実を図るとともに、関連施設との相互協力とサービスのネットワーク化を進めます。

②文化のまちづくりの推進

町民の文化活動を支援するとともに、地域の歴史や文化にかかわる資源の保存、展示、

ネットワーク化により、文化の資源を活かした魅力あるまちをつくります。

(強い絆：その1)

6 世界に開かれた人権のまちの創造

(1)基本的視点

全ての人の基本的人権を保障し、人種、国籍、性、信条、障害の有無、社会的身分などによるあらゆる差別の解消を基本原則として、世界に開かれた人権のまちをつくります。

(2)プログラムの方向

①国際化の推進

人権を尊重し、多様な文化を理解し合う地球市民意識の醸成を図りながら、地域での町民主体による広範な国際交流活動を推進するとともに、外国籍町民等にも暮らしやすく、世界に開かれたまちづくりを進めます。

②人権プログラムの推進

憲法の人権の尊重の精神に基づく人権プログラムの推進を図るとともに、地球市民としての自覚を育み、人権意識の定着化を図ります。

③男女平等社会の実現

男女が自立した個人として尊重され、あらゆる分野で平等に活動できるよう、男女の固定的な役割分担を見直すとともに、積極的に格差是正に取り組むことにより、男女平等社会の実現を図ります。

(強い絆：その2)

7 希望と安心に満ちた健康・福祉のまちの創造

(1)基本的視点

全ての町民が健康で安心できる豊かな生活をおくることができるよう、利用者の視点に立ったサービスの提供及びバリアフリー化とサービスの質を保障する仕組みの構築を進めるために、行政、各関係機関との連携により健康・福祉のまちをつくります。

(2)プログラムの方向

①地域福祉の推進

高齢者や障害者が地域に生きる一員として尊重され、自立し生活できる地域社会を築くため、保健、医療、福祉の連携を基礎とした福祉を支える環境づくりを推進し、町民、地域活動団体、民間事業者等と行政の協働によるサービス提供体制の拡充を図ります。

②高齢者福祉の充実

高齢者一人ひとりが地域の中で支え合い、生きがいを持ち生活できるケア体制づくりを進めます。また、民間事業者や地域活動団体などによる高齢者へのサービス提供が、利用者の視点に立ったものとなるよう、システムの確立に努めます。

③健康づくりの推進

健康な地域づくりを推進するため、疾病の予防・早期発見プログラムを充実するとともに、保健、医療、福祉の連携による総合的な健康・福祉サービスの提供に努めます。

④医療体制の充実

生活習慣病等の早期発見・早期予防や医療分野と介護福祉分野の連携においての中核的役割を担える在宅医療の強化を推進し、全ての町民が安心して暮らせる町づくりに努めます。

(強い絆：その3)

8 ふれあいと協働で進める町民自治のまちの創造

(1)基本的視点

協働とコミュニティ(区)の展開を基礎に置いた自治の基本的な制度(地域の構造や特性に適合する「新しいまち(自治)のしくみ」)等を整備するとともに、町民の自立した活動を支援するプログラムの拡充を図り、町民、地域活動団体、民間事業者等と行政が協働する町民自治のまちをつくります。

(2)プログラムの方向

①コミュニティ(区)の展開と協働のまちづくりの推進

地域環境の向上と町民生活の充実に向けて、町民、大学、地域活動団体、民間事業者等と行政が、それぞれの役割に応じて協働するコミュニティの新たな展開を図ります。まちづくりに関する調査研究、実行、評価などを行う大学、地域活動団体等への支援に努めます。また、環境や福祉の活動等と連携した地域通貨などの新たなルールや仕組みづくりへの支援に努めます。

②「地方分権型自治体」の実現と地方自治の確立

「地方分権型自治体」を実現するため、行政評価システムの確立や積極的な民間活力の活用、戦略的な事業展開による成果重視の行政システムの構築などに取り組みます。また、行政情報のより積極的な公開や電子自治体構築に向けた検討を進め、多様で広範な町民参加による協働のまちづくりを推進します。議会との整合を図りながら協働とコミュニティ活動の展開を基礎に置いた自治の推進に関する基本的な制度等を整備します。地方分権の更なる推進に向け国や県に対して権限と税財源の適正な配分と拡充を求め、地方自治の確立に努めます。

第4 地方分権型自治体の実現に向けて

協働とコミュニティ活動の展開を基礎においた、効率的で開かれた「地方分権型自治体」を実現します。自治体経営の視点から、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的展開を図り、変化に柔軟かつ機動的に対応できる推進体制を整備します。また、トップ・マネジメントと執行体制の確立、議会の権能の発揮と協力、町民、地域活動団体、民間事業者等との協働を基本としながら、重点課題の設定や行政評価の実施により、効率的な行政を推進します。

(1) 行政の役割転換

- 行政サービスを安定的に提供するだけでなく、その使命として、常に町民満足度を

向上するという観点から、行政評価制度の構築や積極的な民間活力の活用を図ります。

- 目標管理、コスト意識の徹底、組織内部における競争意識の醸成など競争原理に基づく企業的な発想を導入した事業実施や組織運営を行います。
- 市場原理の導入にともなうリスクを回避し、安定した町民生活を保障するため、民間事業者によるサービスのチェックや情報収集、総合的な調整などの仕組みをつくります。
- 町としての主体性と責任をもち、行政の主な役割をこれまでの直接的なサービス提供中心のあり方から、公共サービスが効果的、効率的に提供できるように、地域活動団体など多様な供給主体の活動を尊重し、総合的なコーディネート機能を重視したあり方に転換していきます。

(2) 協働のまちづくりの推進

- 計画の策定やその推進にあたっては、コミュニティ(区)の視点を基礎に置くとともに、全町的な視点からも、人材、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力など地域におけるあらゆる資源を自治体経営における資源としてとらえ、有効活用を図ります。
- 事業の計画段階、実施段階における多様な町民参加を推進し、町民・地域活動団体・民間事業者等との連携や支援を積極的に行う「パートナーシップ型行政」を展開します。
- 町民と行政の接点である窓口サービスや窓口システムを改善するとともに、町民満足度を的確に把握し、その向上に向けた総合的な広聴システムを構築します。
- 地域活動団体等町民活動を支援するための支援策について検討するとともに、民間企業・大学・研究機関等との積極的な連携を図るなど協働のまちづくりを推進します。

(3) 成果重視の行政経営システムの確立

- 目標指標や目標管理による達成目標の明確化、戦略計画に掲げた事業を推進するための課の新設と組織の簡素化による体制の整備、事務事業等の見直しなど徹底した行財政改革を推進します。
- 健全な財政運営を維持するため、町財政の充実に向けた国等への積極的な要請、社会的公平性の維持と財政の健全化を進める受益と負担の適正化、情報系産業の積極的な誘致・育成や税収の向上など財源の拡充を図ります。
- 前例のない新規事業については、実証実験型事業として実施するなど積極的に挑戦します。
- 学校の耐震補強工事等にあわせた地域開放機能を整備するなど公共施設等の改修時における新機能の付加を図ります。
- 自治体経営アドバイザーの設置など専門家、研究者との連携を図り、戦略的に事業を展開します。

(4) 柔軟で機動的な推進体制の整備

- 新規のプロジェクトや課題に対応した横割り組織の再編成、情報システムの構築、外郭団体の活用、指定管理者制度や独立行政法人制度などの活用、平常時からの危機

管理体制の確立などにより、柔軟で機動的な推進体制を整備します。

- 基本構想や基本計画などの将来方向に連動させて、職員個々の能力を開発するキャリア・ディベロップメント・プログラムの整備など、新しい時代に対応するための「人材育成方針」の確立、職員提案・職場提案制度の確立、民間企業・研究機関等への職員派遣の実施などにより人材を育成します。
- 国、県、他の公的機関、民間事業者等との連携に努めるとともに、人事交流を含めた近隣市町や姉妹市町等との広域的な連携、など課題に応じた地域間ネットワークを形成します。

(5) 透明で公正な行政の確立

- 行政の説明責任に基づき、ホームページ等情報通信技術の活用 of 拡充・強化などにより、町民にとってわかりやすい情報を提供するとともに、各種審議会等の情報の積極的かつ迅速な公開を推進します。
- 電子媒体を使った各種の申請・届出、証明書交付や入札、ワンストップサービス（各種の行政手続の案内・受付・交付などのサービスを1ヶ所あるいは1回の手続で提供することをいう。）の拡充など情報システムを活用した電子自治体の構築を図ります。
- 男女平等、環境保全、バリアフリーなどの課題について行政が目先先導役として率先して取り組み、社会全体への波及に努めます。
- 戦略計画における主要事業の進捗状況、行財政改革の達成状況、財政状況などに関する年次報告書を作成し、公表します。

第5 総合行政の推進

「豊かな環境・スローライフな生活文化・強い絆のまちづくり」は、人々の価値観の多様化・行政ニーズの複雑化・高度化に効果的・効率的に行政サービスを提供するために、総合行政的視点によりまちづくりを推進します（「南伊勢町戦略計画」における総合行政マトリックス図参照）。

総合行政の基本的考え方

(1) すべての人がいきいきと暮らせる、バリアフリーのまちづくり

全ての人が、年齢や性別、障害の有無や国籍などにかかわらず、人権を尊重しあい、いきいきと安心して暮らせるまちをつくるために「バリアフリーのまちづくり」を目指します。

道路や公共施設などハード面での整備を進めるとともに、社会参加、情報、教育、文化、コミュニケーション、人々の意識など、あらゆる分野でバリアフリー化を進めます。また、これらのバリアフリーのまちづくりを推進してゆくために、行政の縦割りのプログラム展開をあらため、総合的な視点に立って取り組みます。

特に、道路や公共施設・交通機関・住宅等のバリアフリーの実現に率先的に取り組むとともに、情報技術が急激に進歩する中、誰もが必要な情報が得られるような「情報環境のバリアフリー」など、多様な分野での展開を図ります。

(2) 健やかに育ち笑顔がきらめく、子ども・子育て支援

未来を担う子どもたちが健やかに育つまち、子どもを育む力のある地域社会の実現を目指します。

少子高齢化が進むだけでなく、過疎化により高齢者世帯の増大する南伊勢町のようなまちの中では、子どもを取り巻く環境は非常に厳しくなっています。また、夫婦が共に職業を持つ家庭が増加しています。子育てや教育の問題について、自治体だけでなく地域からの支援が求められています。

このようなことから家庭・地域・学校・保育所（園）等が連携し、子どもの成長を支援するネットワークを構築します。学校の地域拠点化など子どもの居場所を拡充するとともに、総合的な学習の時間の活用等もあわせて、地域の人々との連携を深め、地域のまなざしが子どもや親に注がれるまちを目指します。

また、大都市の子どもたちとの交流を深め、多様な価値観を持つ子どもたち、心豊かに人々とのつながりを大切にする子どもたち、そして南伊勢町に誇りを持つ子どもたちを育てていきます。

(3) ともに信頼し責任を担う、協働のまちづくり

計画の策定、実施、評価、見直しなどを、町民と行政の協働によって進めるまちをめざします。

計画への町民参加など、町民と行政の協働による新しいまちづくりに取り組みます。また、介護保険制度の改正や障害者自立支援法等の施行に伴う福祉分野への民間企業の参入や地域活動団体の発展にみられるように、従来は自治体だけが主に実施してきた「公」の分野で、様々な主体による事業実施が現実のものとなってきています。

このことから、協働を積極的に推進するための制度や仕組みを確立し、パートナーシップを基調とした多様な町民参加を図る仕組みを検討します。また、公園・道路・公共施設等における町民管理の促進や、地域に新しい働きを生み出すコミュニティ・ビジネス、地域通貨導入の支援策の検討などを行います。

南伊勢町らしいまちづくりを進めるために、プランづくり、事業実施、事業評価、計画の見直しを町民、地域活動団体、民間事業者等との協働で推進できる仕組みを検討します。

(4) いのち・くらし・しごとが輝く、情報通信技術の活用によるまちづくり

めざましく発達する情報通信技術を積極的に活用して、町民生活をより快適で質の高いものにすることを目指します。

南伊勢町の情報化は、CATVを経由した町内の高速通信網の活用などインターネットの普及が進みました。今後は、SOHO（小規模なベンチャービジネスのために住居を兼ねたオフィス空間）モデル実験事業や教育ネットワークの構築など、情報通信技術を活用したまちづくりを推進します。このような取り組みは、一方で、社会実験的な事業への町民参加という性格も含んでおり、町民・民間事業者・町との協働によるまちの活性化に向けた取り組みが、ますます重要となっています。

また、国の新たなプログラムの動向なども踏まえつつ、情報通信技術を活用したまちづくりを地域社会の更なる活性化につなげて行くことを目指しています。

このようなことから、SOHOの集積を目指すとともに、ポッドキャスト（情報通信機器）など次世代通信手段の活用、電子自治体の構築、積極的な情報公開と情報提供の強化、相談窓口の総合化・ネットワーク化など、情報通信技術を活用し行政の変革を進めます。

また、急激な変化に対応するため、情報格差の是正、情報バリアフリーの実現に努めます。

(5) 地域のあらゆる資源を活かして進めるまちの活性化

産業や人材、知恵や情報など、南伊勢町にある貴重な、あらゆる資源を活用して、地域の活性化を図ることを目指します。

町内産業の育成に努めるとともに、再開発事業の促進、スロー・ツーリズム（長期滞在型観光）に向けた宿泊施設・地元料理店などの集客力のある施設の活用、コミュニティ・ビジネス導入の支援策の検討、SOHOの集積に代表される新しい働き方への支援など、さまざまな視点から地域の活性化の推進をめざします。

(6) ふるさと南伊勢の自然と文化をつなぐ、スロー・ツーリズム回遊ルートづくり

町内に残された自然と文化のネットワークを形成して「スロー・ツーリズム回遊ルート整備」を推進し、日本の源郷（ふるさと）づくりの実現を目指します。

文化的な要素を重視したエコ・ミュージアム（国立、国定公園の主要エリアで子どもや公園利用者が生き物や自然の植生などとふれあい、自然を学ぶことができる仕組み）、スローフード等のソフトの考え方も加味し、より充実した回遊ルートの整備に努めます。

また、町民参加による公園づくりや道路・公園の自主管理などを推進します。

(7) 地球環境を保全し持続可能な社会をめざす、循環型社会の形成

基礎自治体の立場からプログラムを検討して、地球的視野に立った持続可能な循環型社会の実現を目指します。環境と安全に配慮したごみ処理を推進するとともに、新エネルギーの導入促進、省エネルギー対策の促進、グリーン購入（環境に配慮した製品を率先して購入すること。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）平成13年（2001年）に施行された。）の推進、環境学習の推進などの積極的な展開を図ります。

(8) いつまでも元気で安心して生活できる地域をめざす、高齢者プログラムの推進

高齢者や障害者が、いつまでも元気に安心して生活できる地域社会であることを目指します。介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行により、高齢者や障害者のプログラムは大きな変化の時期を迎えています。高齢者や障害者の自立支援事業の推進とともに元気に暮らす高齢者や障害者が地域社会で活躍する場の充実や介護保険事業・障害福祉事業のさらなる推進を図ります。

(9) 自分らしさを実現できる学びと参加のしくみづくり

「生涯学習講座」を開設することにより、だれでも、いつでも、どこでも学べる生涯学習の推進と、地域における人材育成のネットワーク化を目指します。

「生涯学習講座」の設立にあたっては、地区公民館等を整備して情報提供等を行うとともに、学校図書館等との連携を進めます。

また、学校施設の生涯学習・福祉・子育てなどの地域拠点としての機能強化、防災拠点としての整備、学校図書館の地域開放、安全で開かれた学校施設の整備などを進めます。

(10) 健康・長寿社会を実現する、健康・福祉の拠点づくり

健康・福祉の拠点の整備やネットワーク化により、健康・長寿社会の実現を目指します。高齢者社会の到来により、日頃から健康的な生活を営み、「健康寿命」をいかに延ばすかということが大きな課題となっています。

このようなことから、民間を含めた県内健康・福祉施設との連携や、保健・医療・福祉の連携により、地域での健康づくりに取り組みます。

(11) 地域生活空間の整備による日本の源郷（ふるさと）の再生化

地域構造の視点から見た南伊勢町の目標とする地域像を「日本の源郷」とします。日本の源郷とは、日本人が自然と共生し、豊かな生活を実現していた「人にも環境にも優しい・快適環境のまち」です。「日本の源郷」を実現するためには、環境の変化や時代の要請に的確に対応するとともに、地域の特性を活かした基準づくりなどのきめ細かいまちづくりを推進する必要があります。

南伊勢町戦略計画における総合行政マトリックス図

8つのまちの創造プログラム		豊かな環境			スローライフな生活文化		強い絆		
		①安全と潤いのある生活快適空間のまちの創造	②人と自然が共生できる循環型のまちの創造	③魅力と個性にあふれた情報力と活力のまちの創造	④いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちの創造	⑤町民の一体感を高める文化交流活動のまちの創造	⑥世界に開かれた人権のまちの創造	⑦希望と安心に満ちた健康・福祉のまちの創造	⑧ふれあいと協働で進める町民自治のまちの創造
総合行政の視点によるまちづくり	①すべての人がいきいきと暮らせるバリアフリーのまちづくり	●		●	●		●	●	
	②健やかに育ち笑顔がきらめく子ども・子育て支援	●		●	●	●	●	●	
	③ともに信頼し責任を担う協働のまちづくり	●	●	●		●	●		●
	④いのち・くらし・しごとが輝く情報通信技術の活用によるまちづくり	●		●	●	●		●	●
	⑤地域のあらゆる資源を活かして進めるまちの活性化	●		●	●	●	●	●	●
	⑥ふるさと南伊勢の自然と文化をつなぐスロー・ツーリズム回遊ルートづくり	●	●	●	●	●			●
	⑦地球環境を保全し持続可能な社会をめざす、循環型社会の形成	●	●	●	●	●	●		●
	⑧いつまでも元気で安心して生活できる地域をめざす高齢者プログラムの推進	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑨自分らしさを実現できる学びと参加のしくみづくり	●	●	●	●	●	●	●	●
	⑩健康・長寿社会を実現する健康・福祉の拠点づくり	●		●	●	●		●	●
	⑪地域生活空間の整備による日本の源郷(ふるさと)の再生化	●	●	●	●	●	●	●	●

第6 行財政改革の推進

南伊勢町では、行政改革を推進するため平成19年(2007年)10月を目途に「南伊勢町行政改革大綱」(以下「大綱」といいます)を策定いたします。大綱は、地方分権の進展、住民参画・協働の推進、民間活力の導入など、住民の要求や要望に適合した新しい行政課題への仕組みづくりの改善を図るものです。また、あわせて具体的な取組内容を設定した「南伊勢町集中改革プラン」(以下「改革プラン」といいます)を策定します。この大綱並びに改革プランとも、おおむね平成22年(2010年)を目標年次としています。

○基本的方向

大綱並びに改革プランでは、「変化の時代に対応した行政システムの構築」を目標として、3つの視点に基づいた推進すべき15の重要項目を提示しています。

「3つの視点」とは、現状の見直しや改革の取り組みにおいて常に念頭に置くべきものであり、＜仕事のやり方の視点＞からの的確な行政サービスの提供、＜パートナーシップの視点＞から住民との協働によるまちづくりの推進、＜組織運営の視点＞から効率的な行政運営の確立を核としています。

また、「15の重要項目」は、①最適な施策の選択と集中、②行政コスト構造を勘案した事業の推進、③現行制度の見直しと経費削減の徹底、④収入及び自主財源の確保、⑤資産の適正な管理、⑥情報通信技術を活用した多様なサービスの提供、⑦住民参加・参画を得る仕組みづくり、⑧分かりやすく、より透明性の高い行政運営の推進、⑨住民活動を促進する効果的な補助金のあり方、⑩迅速な意思決定を可能とする組織づくり、⑪事務事業の効率化と外部委託等の推進、⑫財政運営の健全性の確立、⑬定員管理・人事管理の適正化、⑭職員給与及び手当等の見直し、⑮時代に即応する職員の育成と体制の整備、となっています。

第7 財政フレーム

この計画に掲げた各事業の実現性を確保するため、計画期間内の財政フレーム(財政の総枠)を次のとおり設定します。このフレームは、現時点の将来推計に基づき算定したものであり、今後の経済変動等により再調整することとします。

(単位：百万円)

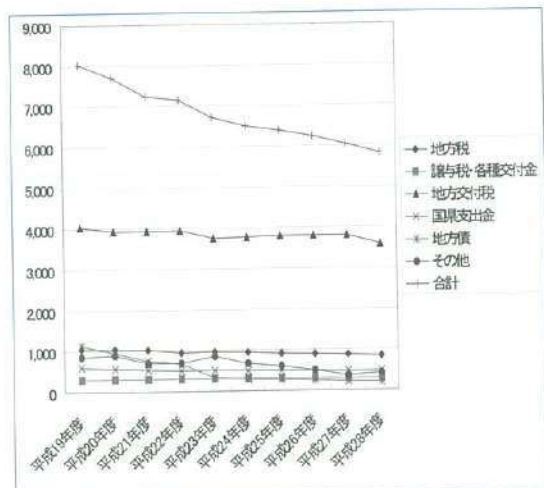
歳入		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳入	地方税	1,070	1,045	1,020	995	970	945	920	895	870	845
	譲与税・各種交付金	315	315	315	308	308	308	308	308	292	292
	地方交付税	4,048	3,925	3,933	3,959	3,748	3,777	3,797	3,814	3,814	3,586
	国県支出金	604	564	526	518	510	503	496	489	482	476
	地方債	1,136	948	752	685	321	296	271	247	222	198
	その他	863	900	703	693	863	673	598	491	359	416
	合 計	8,036	7,697	7,249	7,158	6,720	6,502	6,390	6,244	6,039	5,813

譲与税…地方譲与税

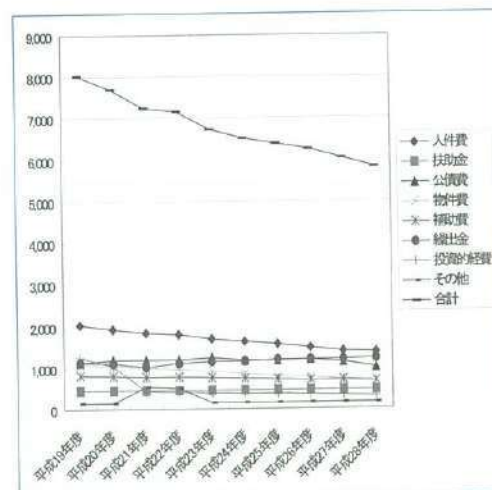
各種交付金…利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、交通安全対策特別交付金

(単位: 百万円)

歳出		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳出	人件費	2,030	1,925	1,849	1,786	1,688	1,618	1,555	1,471	1,394	1,359
	扶助費	445	445	445	445	445	445	445	445	445	445
	公債費	1,118	1,180	1,184	1,184	1,238	1,176	1,168	1,183	1,126	999
	物件費	1,078	1,033	988	943	898	853	809	764	719	674
	補助費	820	803	786	770	753	736	719	703	686	669
	繰出金	1,126	1,111	1,009	1,108	1,152	1,148	1,187	1,189	1,196	1,211
	投資的経費	1,259	1,040	439	417	396	376	357	340	323	306
	その他	160	160	549	505	150	150	150	149	150	150
	合 計	8,036	7,697	7,249	7,158	6,720	6,502	6,390	6,244	6,039	5,813



歳入



歳出

—前提条件—

財政計画を行うにあたっては、普通会計における平成 17 年度までの決算額や平成 18 年度の見込額などをベースに、現行の法制度を基本に現状で推測できるものを反映し前提条件を設定しました。なお、主な前提条件は以下のとおりです。

(1) 歳入

地方税

過去の実績値を基本とし、人口減の要素を加味し計上している。

譲与税・各種交付金

過去の実績値を基本とし、人口減の要素を加味し計上している。

地方交付税

新型交付税導入を可能な限り見込み、国調人口の推移を予測し計上している。

国県支出金

過去の実績値を基本とし、予定されている合併特例事業を加味し計上している。

地方債

過去の実績値を基本とし、予定されている合併特例事業を加味し計上している。

(2) 歳出

人件費

定員適正化計画を基に、合併後の退職者補充を抑制することによる一般職員の減少を見込み計上している。

扶助費

過去の実績値を基本とし、現状のままで計上している。

公債費

過去の実績値を基本とし、予定されている合併特例事業また普通建設事業を加味し計上している。

物件費

行財政改革等により効率化を図り、計画的削減を見込み計上している。

補助費

過去の実績値を基本とし、行財政改革また人口減の要素を加味し計上している。

繰出金

事業会計へは予定されている事業に伴う繰出金、保険会計へは制度改正を見込み繰出金を計上している。

投資的経費

行財政改革等により普通建設事業を抑制し、また予定されている合併特例事業を加味し計上している。

戦略計画の展開

3 重点戦略プログラム…戦略計画の展開

第1 戦略計画により展開する重点戦略プログラム

基本構想の基本目標である「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間…南伊勢」を確実に実現するためには、基本計画の諸プログラムを効率的・効果的に実施していくことが必要です。「うつくしさとやさしさのあるゆとり空間…南伊勢」は、「豊かな環境・スローライフな生活文化・強い絆のまちづくり」によって実現されますが、多くのプログラムの必要性や優先度を見極め、戦略的かつ重点的に取り組むべき課題を選定し、重点戦略プログラムとして位置づけることにより、積極的展開を図る必要があります。

具体的には、(1)新たな潮流(社会状況の大きな変化の方向)への対応として特に取り組むべき課題、(2)個別事業を横断的・総合的に取り組むことによって事業効果を大幅に向上できる課題、(3)大型の施設建設など事業の波及効果が想定される課題等の視点から、優先的に取り組むべき個別プログラムを重点戦略プログラムとして設定し、戦略計画の観点から積極的な推進を図ります（「南伊勢町戦略計画の体系」 参照）。

南伊勢町戦略計画の体系

8つのまちの創造プログラム	プログラムの 基本方向
1 安全と潤いのある生活快適空間のまちの創造	①安全で快適な道路の整備 ②海と山と風の快適空間の創出 ③安全で安心して暮らせる快適なまちづくり ④公共交通環境の整備
2 人と自然が共生できる循環型のまちの創造	①環境保全の推進 ②資源循環型ごみ処理の推進 ③水環境保全の促進
3 魅力と個性にあふれた情報力と活力のまちの創造	①情報環境の整備 ②持続が可能な産業の発展 ③知識情報産業の育成 ④健康・福祉産業の育成 ⑤消費生活の向上 ⑥地域の再開発の推進
4 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちの創造	①魅力ある教育の推進 ②子育て支援の充実 ③安全で開かれた学校環境の整備
5 町民の一体感を高める文化交流活動のまちの創造	①生涯学習の推進 ②文化のまちづくりの推進
6 世界に開かれた人権のまちの創造	①国際化の推進 ②人権プログラムの推進 ③男女平等社会の実現
7 希望と安心に満ちた健康・福祉のまちの創造	①地域福祉の推進 ②高齢者福祉の充実 ③健康づくりの推進 ④医療体制の充実
8 ふれあいと協働で進める町民自治のまちの創造	①コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進 ②「地方分権型自治体」の実現と地方自治の確立

重点戦略プログラムの推進にあたっては、担当課の設置を含めた組織改正や、横割組織の再編等を行ない、行政の総合力を発揮します。

第2 重点戦略プログラムの構成と内容

1 重点戦略プログラムは、戦略計画の8つのまちの創造プログラムに基づく、プログラムの方向ごとに「Ⅰ 基本的な考え方」、「Ⅱ 達成指標」、「Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール」で構成しています。

2 「Ⅱ 達成指標」は、プログラムの目標を明確にするという観点から設定した指標で、①多様な推進主体の協働による「協働指標」と、②主に行政による「行政指標」で構成しています。ただし、指標の設定が困難な場合は、いずれかの指標のみとなっています。

その設定にあたっては、可能な限り①プログラム全体のシンボルとなること、②当該プログラムにおいて有り得べき指標であること、③統計調査等により把握できること、④他市町村との比較が可能なこと等を基準としました。ただし、現時点でデータが存在しない場合は空欄とし、数値の設定が困難な場合は「向上」等の表現としました。また、「近況値」は平成17年を基本としていますが、同年に指標がない場合は、直近のデータ(過去5年以内)としました。

3 「Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール」について

(1)事業説明の末尾にある()内は、事業の推進主体を下記により示したものです。

①町民：南伊勢町在住者、在勤者、在学者

②関係機関：警察署、消防署、保健所等の行政機関

③関係団体：町が出資した法人、社会福祉協議会、農協、漁協、商工会、その他の団体

④民間：民間企業、自営業者等の民間事業者

⑤地域活動団体等：NPO法人、ボランティア・グループその他の町民活動を行っている団体

⑥学識者：学識経験者、研究者、専門家等

⑦公団等：地域整備公団などの特殊法人等公的団体

(2) 主要事業とは、継続事業及び新規事業のうち、主要な事業とします。

(3)「事業費」は、現時点での試算で、記載しています。

(4)基本計画における計画期間は、平成19～22年度を前期、22～25年度を中期、25～28年度を後期とし、21年度と24年度は改定作業年度、22年度と25年度は調整期間としています。

第3 重点戦略プログラムの各論

1 安全と潤いのある生活快適空間のまちの創造

(1) 安全で快適な道路の整備

I 基本的な考え方

道路は単に自動車交通に主眼をおいた人や物の流れの円滑化や、町民生活、産業活動の効率性を高める機能だけではなく、火災や震災に対する生活の安全性を保障する防災機能、都市的快適性やイメージを形成する地域生活空間としての機能も果たしています。

道路の整備にあたっては、誰もが安心して通行できる道路環境の創出を目指し、バリアフリーに取り組むとともに、段差の解消等を県などと協力して推進し、安全で快適な歩行空間の整備を行っていきます。

道 路 の 現 状

(単位：m、%)

(平成17年4月1日現在)

種 別 区 分	一般国道	主 要 地 方 道	一般県道	1・2級 町 道	そ の 他 町 道	合 計
区域内実延長	59,814	31,450	43,956	81,685	282,701	499,606
舗装道延長	59,814	31,450	43,284	72,407	183,352	390,307
改良済延長	51,670	9,083	18,215	51,717	58,384	189,069
舗 装 率	100.0	100.0	98.5	88.6	64.9	78.1
改 良 率	86.4	28.9	41.4	63.3	20.7	37.8

(資料：建設課)

南伊勢町内の幹線町道については、平成17年(2005年)3月末現在で、整備率が63.3%と低率です。そこで、環境や景観に配慮した質の高い道路づくりの考え方を軸に、地域のまちづくりとの一体性なども考慮し、近隣市町と連携した広域的な道路行政を推進します。また、自転車交通は環境にやさしく、健康的であることから再評価されており、専用レーンの設置等を検討します。

一方、生活道路の整備については、災害等に備えて、町内の狭あいな道路の拡幅や細街路の整備を計画的に推進します。また、バリアフリーに配慮した歩行空間などの環境向上を図り、整備に際してはコミュニティ道路的な要素を取り入れ、快適で安心して歩ける空間を整備します。既設の歩道や遊歩道についても、歩行者の安全確保とバリアフリー化を進めるとともに、生活道路とコミュニティ道路、遊歩道等のネットワーク化を図り、スロー・ツーリズム回遊ルートなどの推進を図ります。

その1 国道260号の整備

II 達成指標

協 働 指 標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
国道260号の整備率(町内分)	86.4%	89.7%	96.6%

※ 対象路線は新道路整備戦略重点整備箇所及び錦峠(直轄代行)

その2 幹線町道の整備

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
幹線町道の整備率	63.3%	65.0%	67.0%

※ 対象道路 1,2級町道 延長 81.7km

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

幹線道路である1・2級町道を改良拡幅工事、道路舗装工事、橋梁整備工事により整備の向上を図ります。また、高齢化社会に対応できるようバリアフリー化を進めます。

578,000千円 (建設課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
幹線町道整備工事	実施	実施	—	—	—	—	→

その3 町道（幹線町道以外）の整備

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
町道(幹線以外)の整備率	20.7%	21.2%	22.0%

※ 対象路線 延長 282.7km

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

生活に密着する集落内道路の改良拡幅、側溝整備、道路舗装工事を施工することにより安全・安心な道路整備の向上を図ります。

100,000千円 (建設課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
町道整備工事	実施	実施	—	—	—	—	→

その4 橋梁の耐震化

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
橋梁耐震整備率	59.3%	75.0%	100%

※ 幹線道路に架かる20m以上の橋梁を対象としています。

III 主要事業の内容とスケジュール

震災時に避難経路の確保のため落橋防止工事を実施し安全に避難できるよう耐震工事の実施を図ります。

		78,000千円				(建設課)	
事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
橋梁耐震整備工事	実施	実施					

(2) 海と山と風の快適空間の創出

I 基本的な考え方

海と山と風の快適空間の創造は、町の基本目標を実現するための「豊かな環境」を支える重要な理念です。しかし、潤いややすらぎをもたらす南伊勢町の原風景は年々失われていく傾向にあります。このため、自然環境保全（海洋の環境保全、山林の環境保全、農地等の保全）を町民等との協働により推進します。

また、公園緑地等については、里親制度により日常的な維持管理する町民ボランティアなどの活動を支える仕組みづくりを検討します。さらに、アメニティ(快適性)・コミュニティ(ふれあい)・セキュリティ(安全性)などを重要な視点として農山漁村にふさわしい景観に関するガイドラインや住環境の整備に関する誘導マニュアルなどを町民参加により策定し、良好な景観や住環境の形成を図ります。さらに、スロー・ツーリズム回遊ルートの拠点周辺、公共施設等における景観形成の誘導マニュアルについても町民参加により策定を検討します。

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
森林整備面積	9.5ha	178.6ha	207.4ha

III 主要事業の内容とスケジュール

下草や広葉樹の導入を目的とした間伐を継続的に行い、針広混合林の造成など、多様で力強い森林作りを行う。

40,080千円 (農林課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
森林環境創造事業	実施	実施				23年度まで	

(3) 安全で安心して暮らせる快適なまちづくり

I 基本的な考え方

あらゆる災害から町民の生命と財産を守り、町民がいつも安心して快適に暮らせるようなまちづくりを進めることは、町政において最も基本的で重要な課題です。

町は、これまで震災、風水害などの災害の発生に備え、防災施設、消防水利、防災体制等の整備を進め、地域の防災化に努めてきました。

消防施設及び備品の現有状況

(平成 17 年度)

施設・備品	消 防 団	志摩広域	紀勢地区広域	消防水利
水槽付消防ポンプ自動車	—	1台	1台	—
消防ポンプ自動車	3台		1台	—
小型動力ポンプ付積載車	42台	1台	—	—
小型動力ポンプ	18台	—	—	—
高規格救急自動車	—	—	1台	—
救急自動車	—	1台	1台	—
消防広報車	1台	1台	1台	—
防火水槽 (公設)	—	—	—	73基
消防井戸	—	—	—	6ヶ所
消火栓	—	—	—	167基

(資料：防災安全課)

防災対策は、地域住民の防災意識の高揚を図ることが重要であり、それは地域基盤等ハード面からの災害に強いまちの基本構造づくりや、防災活動拠点づくりが進められる際にも無くてはならないものです。また、このような対策には、防災だけでなく平常時における防犯対策や快適な環境づくりの点からも、地域の持つ特性の把握や地域住民の合意形成のルールづくりなどが大切な要素となってきます。

町では、こうした視点も踏まえつつ、公園などのオープンスペース(防災空地)の確保や道路空間の防災化、耐震改修促進計画の策定、建築物(公共施設、個人住宅)の耐震化等を促進するとともに、災害に強い地域の基盤整備を進めます。公園緑地、学校施設、基幹道路、生活道路網、海岸等を整備することが、そのまま防災拠点、延焼遮断帯、避難路の整備と対応することになります。今後、こうした視点を踏まえながら、災害に強いまちを目指した整備を進めていきます。

また、災害対策用物資の備蓄をいっそう充実させるとともに、防災行政無線設備や耐震性貯水槽、消防団施設等の消防防災施設の整備を推進していきます。

こうしたハード面の整備とともに、町民の自助努力と相互協力などソフト面の強化も欠

かすことができない要素です。震災発生時には、地区ごとの自主防災組織の活動を軸に住民、学校、企業、社会福祉協議会、地域活動団体、ボランティア、消防団、防災関係機関、医療機関、近隣市町等の連携・協力が重要です。特に、高齢者や障害者など災害時要援護者に対する情報通信技術を活用したプログラムの充実やボランティアへの対応体制の整備などに早急に検討し、対応していきます。さらに、日頃から防災情報を積極的に提供するとともに、多様な防災訓練等を通して町民自ら防災意識が醸成される環境を整備します。

町内では、住宅が一部密集した地区があり、近年、防災上の危険性も指摘されています。これらの住宅地域については、面的整備による災害に強いまちづくりを検討し、推進していきます。また、すべての町民が安全で快適な生活が営める住宅町街地の形成を目指し、地区の特性にあったきめ細かい整備手法を活用し、協働型のまちづくりが展開されるようにします。

その1 防災行政無線の統一運用

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
防災行政無線の統一運用	—	運用	運用

III 主要事業の内容とスケジュール

現状複数の周波数を利用している防災行政無線の周波数の統一を図り、また同報系無線設備のデジタル化及び戸別受信機の町内全戸への整備により、災害時等における情報伝達の正確性の向上や町と地区との相互連絡体制の確立を図ります。

1,200,789千円 (防災安全課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
防災行政無線整備	実施	実施	実施	運用			→

その2 小型動力ポンプ付積載車の更新

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
小型動力ポンプ付積載車等台数(更新)	45台	45台	45台

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

小型動力ポンプ付積載車等の更新による消防団の消防力の充実を図ります。

91,301千円 (防災安全課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
積載車の整備事業	実施	実施					

その3 社会体育施設の耐震化

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
社会体育施設（3ヵ所）の耐震化	—	3ヵ所	—

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

大規模災害時の避難所として重要な役割を果たす社会体育施設(南海、五ヶ所、南部)の耐震化を推進します。

27,000千円 (生涯学習課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
社会体育施設耐震	実施	診断	実施	実施	実施		

「生涯学習の推進」でも掲載しています。

(4) 公共交通環境の整備

Ⅰ 基本的な考え方

誰もが安全で気軽に移動できる交通環境を整備することは、高齢化が進む中、従来にまして強く求められています。情報・通信技術が飛躍的に進歩する一方で、人の移動や車の流れを円滑にすることはまちづくりの大きな課題となっています。

南伊勢町では、町営バス交通が重要な役割を果たしており、町民の身近な交通手段として利用されています。

交通安全対策については、交通安全教育・交通安全運動の推進による町民の交通安全意識の醸成を図っていきます。

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
町民バス交通の運行回数	64回	68回	68回

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

民間による乗り合いバス路線の廃止に伴い、地域住民の交通手段を確保することにより、住民福祉の増進を図ります。

1,300,000千円 (生活環境課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
自主運行バス事業	実施	実施					

2 人と自然が共生できる循環型のまちの創造

(1) 環境保全の推進

I 基本的な考え方

環境問題は、自動車交通による大気汚染や騒音・振動、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの産業・生活型公害から、資源・エネルギーの大量消費、海洋汚染、山林の荒廃などの問題といったように複雑・多様化しています。

また、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題にまで広がり、その影響は次世代に及ぶ深刻さを増しています。こうした状況のもと、地域社会の経済活動や町民の生活様式のあり方を含め、環境への負荷を低減し、持続的発展が可能な社会を実現するための取り組みが求められています。

南伊勢町では、個々の環境対策を進めるだけでなく、環境の保全、回復及び創出を図るとともに、多様な新エネルギーの有効利用や資源のリサイクルなど、環境負荷の低減という視点から循環型社会の形成に向けた取り組みを進めていきます。

また、町では、「生涯学習講座」における環境学習の推進、グリーン購入の推進、省エネルギー・新エネルギーの積極的な活用等を行い、町民・事業者の環境保全に向けた取り組みの先導的な役割を果たしていきます。

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
公共施設における電気使用量の削減	519,314kwh	493,348kwh	467,383kwh

※ 南勢、南島両庁舎の合計

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

地球環境への負荷低減を図るため、公共施設において電気使用量を削減するための取り組みとして、エコスタイルの実施、昼間の点灯の制限、各電源のOFFの確認等を実施し電気使用量の削減を推進します。

(生活環境課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
エネルギーの有効利用	実施	実施					→

(2) 資源循環型ごみ処理の推進

I 基本的な考え方

国は、平成12年「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、家電リサイクル法、食品リサイクル法など、廃棄物処理・リサイクル推進等に関する各種法案を成立させ法体系の整備を行いました。これは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から、限りある資源をできる限り循環・再利用する資源循環型社会の形成を目指すものです。

このため、南伊勢町におけるごみの排出量は、減少傾向が見られますが、町では、過剰包装・使い捨て商品の抑制などごみの発生・排出抑制、再使用・再利用などリサイクルの推進に努めるとともに、ごみの排出者責任や拡大生産者責任の明確化を求めています。また、生ごみの減量化、分別収集を推進し、最終処分場及び焼却施設等への負荷を軽減し、2つある焼却施設を1つにし、経費の削減を図ります。

II 達成指標

協働指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
一人一日当たりの総排出量の抑制	1.02 k g	0.94 k g	0.83 k g

協働指標 (年間)	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
最終処分地の埋め立てられるごみの量	908	821	727

III 主要事業の内容とスケジュール

焼却炉施設等の維持修繕を施工することにより、町内で発生するごみの適正な処理を行います。

100,000千円 (生活環境課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
焼却炉施設等維持修繕	実施	実施					→

(3) 水環境保全の促進

I 基本的な考え方

南伊勢町の水道事業は、自己水源の確保、施設整備の拡充、事務の効率化などに努め、自己経営を継続してきました。今後も、町では、安全な水を安定して供給できるよう、水道施設の整備や町民へのサービス業務の一層の向上に努めていきます。

水 道 事 業 の 状 況

(平成 17 年度)

区 分	上 水 道	簡 易 水 道	合 計
行政区域人口 (人)	10, 002	7, 739	17, 741
給水人口 (人)	10, 000	7, 739	17, 739
給水件数 (戸)	4, 112	3, 838	7, 950

(資料：水道課)

水道施設の整備では、良質な水を供給するため、水源の適正な維持管理を行うとともに、水質の安全性の確保、安定して水を供給するため水道管等の施設の整備を促進し、さらに、老朽施設の更新にあたっては非常時の供給を確保するため、順次水道管等の耐震化を図るとともに、災害時の飲料水を確保するため応急給水体制の確立を図り、災害時に強い水道施設と体制の整備を進めます。

また、水は限られた貴重な資源であることを認識し、水道事業に対する啓蒙、啓発活動を推進するとともに、治水・治山・砂防等を促進し、水源の確保に努めていきます。

生活排水処理施設の整備状況

(平成 17 年度)

行政区域人口	公共下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	浄化槽他	水洗化率
17, 853人	765人	618人	2, 717人	4, 577人	48. 6%

(資料：下水道課)

生活排水処理施設につきましては近年、生活様式の変化と都市化に伴い家庭雑排水の処理が重要な課題となっております。また、生活排水の湾内への流出により、公共用水域の水質にも影響を及ぼしています。このため汚水処理施設整備を一層推進することで公共用水域の水質を保全するとともに、生活環境の改善を図ります。

その1 水道管の耐震化

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
水道管の耐震化(簡易水道)	—	向上	16%
水道管の耐震化(上水道)	12%	向上	30%

III 主要事業の内容とスケジュール

一般管（ビニール管・石綿管など）から耐震管（NS形・ダクタイル鋳鉄管・PE管など）へ老朽化箇所から、又は、道路改良工事にあわせて布設替工事をおこない水道管路の耐震化を図ります。

948,717千円 (水道課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
水道管耐震化事業(簡水)	実施	実施					実施
水道管耐震化事業(上水)	実施	実施					

その2 水道施設の更新

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
水道施設の更新(簡易水道)	—	向上	20%
水道施設の更新(上水道)	—	向上	40%

III 主要事業の内容とスケジュール

老朽化した水道施設（配水池・加圧所・浄水場）の構造物・機械・電気計装設備を更新することにより、水の安定給水を図ります。

440,304千円 (水道課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
水道施設の更新(簡水)	実施	実施					実施
水道施設の更新(上水)	実施	実施					

その3 生活排水処理施設の整備

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
水洗化の促進	48.6%	60.9%	74.6%

III 主要事業の内容とスケジュール

生活排水処理施設の整備を推進することにより生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に努めます。

4,672,100千円

(下水道課・生活環境課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
汚水処理施設の整備事業	実施	実施					→

3 魅力と個性にあふれた情報力と活力のまちの創造

(1) 情報環境の整備

I 基本的な考え方

「IT(情報通信技術)革命」といわれる情報通信技術の目覚ましい発達と普及により、社会経済構造が大きく変わり始めています。平成13年(2001年)1月には、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)が施行され、この中では、民間が主導的役割を担うこと、国及び地方公共団体は規制の見直しなど民間活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心にプログラムを展開することが定められました。

行政機関の情報化としては、平成15年(2003年)度にかけて全国の住民基本台帳をネットワーク化する住民基本台帳ネットワークシステムや国・自治体間をネットワーク化する総合行政ネットワークの構築などにより、行政機関のネットワーク化が急速に進められることとなります。

平成13年(2001年)に三重県及び県内全市町村を構成員とする「三重県電子自治体推進連絡協議会」が設置され、県及び市町村間の連携を強めてきました。平成16年(2004年)度には、共同による電子自治体構築について具体的な検討を行い、「三重県電子自治体情報システム基本構想(以下、「基本構想」という)」を策定しました。基本構想では、共同化による主なメリットとして、効率的な電子自治体の実現、セキュリティの確保、電子化による住民サービスの向上を上げ、共同化によるコスト削減効果について具体的な数値を示しています。また、早期に共同運用を示すシステムとして

- 電子申請・電子申告システム
- 電子入札・電子調達システム
- 公共施設予約システム
- 統合型GISシステム

○ デジタル地図・デジタル写真

○ 総合文書管理システム

を挙げています。

町は、これらの状況をふまえ、庁内LANの整備を行ってきましたが、今後は町政情報の電子化を推進し、インターネットを利用した申請手続きの電子化、電子入札等の導入など様々な行政手続きやデジタル地図の提供等のサービスの提供が可能となる電子自治体の構築を検討します。特に、電子申請においては計画検討を含めると全国ほとんどの団体で積極的な取り組みが行われております。しかしながら、先行導入団体において電子申請システムの利用が低迷している状況が見受けられることから、利用者の観点からの検討を行い、また市町共同化の動向を踏まえながら費用対効果に見合ったシステムの構築を目指します。また、大学や民間事業者等の支援により、携帯電話・ポッドキャスト(情報通信機器)等の活用による広報手段の多様化や災害時の緊急通信システムの構築を検討します。さらに、大学の協力支援による自治体経営アドバイザーの設置など推進体制の強化を検討していきます。

地域の情報化については、光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービスを中心として次世代通信網の高速・大容量の通信回線、携帯電話や防災無線など多様な情報通信手段の整備・活用を推進します。また、町民、地域活動団体、民間事業者等と協働により様々なシステムの構築を図り、コミュニティ・エリア・ネットワークの形成をめざします。さらに、情報関連産業の育成・誘致や地域産業の情報化に努め、地域の活性化を図ります。

一方、情報社会の進展は、情報の利活用における格差を顕在化させています。そこで、「生涯学習講座」に情報通信技術に関するコースを設け、町民の情報活用能力の向上を支援するとともに、大学、民間事業者や地域活動団体等との連携を強化し、町民の主体的な情報活動を支援していきます。また、町民の求める情報、地震などの災害情報、町政広報について、三次元バーコードを活用した携帯電話やポッドキャスト(情報通信機器)などの新しい通信手段の活用を検討するなど、より迅速かつわかりやすく公開・提供できるように努めます。

これらのプログラムの推進にあたっては、行政と民間の役割分担の明確化を図りながら、協働領域における新たな連携を強化するとともに、国・県の助成制度の積極的な活用を図ります。

Ⅱ 達成指標

(総務課)

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
インターネットで申請できる手続の種類	—	約20手続	拡大

※ 年度は未定ですが、インターネットによる申請は90%まで拡大する予定です。

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

町政情報の提供における電子を推進するため各課が所有する各種データ、審議会等の情報、議会情報、報道発表資料など町政情報を電子化し、インターネットを利用した迅速な情報提供をおこないます。また、計画策定や施設整備等における町民参加や行政評価の手

段としてホームページ等を積極的に活用するとともに、多様なメディアにより、情報提供の拡充を図ります。また、高齢者等には、取扱いが容易なホームページの制作や携帯電話やポッドキャスト(情報通信機器)等を活用した町広報の提供や生涯学習など対象別のポータルサイト(インターネットの利用者がインターネットにアクセスして最初に立ち寄るサイトのこと)の開設を検討します。

11,288千円

(役場内各課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
町政情報の電子化	実施	実施					

(企画商工観光課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
情報特区構想導入事業	調査・検討	調査検討	試行申請	実施			

(2) 持続が可能な産業の発展

I 基本的な考え方

第一次産業は、新鮮で安全な食糧供給機能や木材の供給機能を担っているだけでなく、美しく、潤いのある環境保全や日本人の源郷ともいえる農山漁村の風景など景観形成にも寄与しています。

しかし、南伊勢町内の第一次産業人口は、平成17年(2005年)では、2,255人(農業515人、林業38人、漁業1,702人)5年前と比較して約24%(農業25%、林業21%、漁業25%)減少しています。

こうしたことから、町では、第一次産業の担い手の育成、地域の海・山・農地の積極的な保全と整備や物産販売組織や施設の調査・研究等を行い、第一次産品のブランド化事業や新鮮さと安全性をアピールする地域密着型及び大都市商店街との連携型の流通・販売手法の導入など、消費者ニーズに対応した第一次産業の活性化を関係団体等との連携のもとに推進していきます。

専・兼別農家数及び農業生産額の推移

(単位:戸、百万円)

区分	販売農家	専・兼業別			農業 産出額
		専業	第1種兼業	第2種兼業	
平成2年	978	118	128	732	1,903
平成7年	833	111	99	623	2,514
平成12年	463	91	64	308	2,420
平成17年	335	78	39	218	1,990

※平成12年の数値は、販売農家数のみ

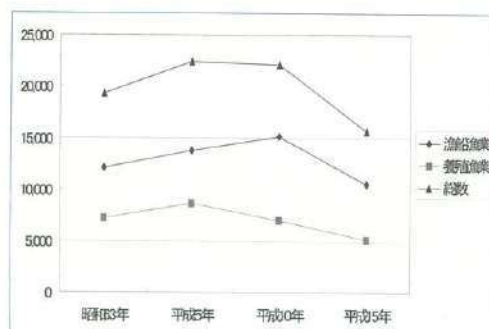
(資料:農林業センサス他)

漁業生産額の推移

(単位：百万円)

区 分	昭和 63 年	平成 5 年	平成 10 年	平成 15 年
漁船漁業	12,095	13,730	15,160	10,547
養殖漁業	7,239	8,678	6,985	5,117
総 数	19,334	22,408	22,145	15,664

(資料：水産海洋課)



漁業生産高の推移

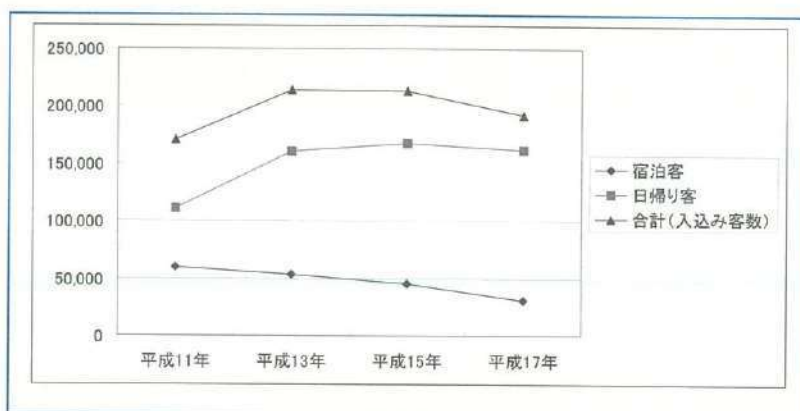
また、新たなイベント(行事)の検討、各地域の祭りの活用や漁業体験やみかん狩り等の農業体験での漁業従事者や農業従事者の指導を通じて地域との交流促進を図ります。さらに、地域の風土、歴史、文化、環境などを活用したスロー・ツーリズム(長期滞在型観光)回遊ルート整備と整合した風景の保全活用等により、第一次産業が栄えるまちづくりを推進します。

観光客の入込み客数の推移

(単位：人)

区 分	宿 泊 客	日 帰 り 客	合計(入込み客数)
平成 11 年	59,721	110,862	170,583
平成 13 年	53,170	160,834	214,004
平成 15 年	45,148	167,835	212,983
平成 17 年	30,790	161,749	192,539

(資料：観光レクリエーション推計書)



観光客の入込み客数の推移

その1 農地の基盤整備

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
ほ場整備率	19.9%	22.3%	—

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

農地の汎用化、中型機械の農地への搬入、農作業の集団化を可能にし、農産物の生産性向上と農作業の効率化、省力化の節減を図り、農地を保全します。

44,410千円 (農林課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
中山間地域総合整備	実施	実施					

その2 電柵などによる有害獣対策

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
電柵等の延長	12,000m	52,000m	—

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

鹿、猪、猿など全てに対応する電柵などを設置することにより、有害鳥獣による農産物への被害を防止し、農業生産意欲の増大を図ります。

20,000千円 (農林課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
有害獣対策事業	実施	実施					→

その3 漁港の整備

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
漁港の整備率	96.0%	99%	100%

※ 整備率は、昭和26年漁港整備計画から平成18年度現在までの計画を含み算出。

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

漁港施設を整備し、安全で使いやすい労働環境を整えるとともに、水産物の品質向上、生産性の向上を図り、水産物の生産流通の拠点として、国民に水産物を安全で効率的に安定供給することを推進します。

また、台風、高潮等の自然災害に強い漁業地域づくりを目指し、海岸保全事業等にも取り組み、健全な水産業、漁村の存続を図るため、総合的な整備を進め、漁業の活性化はもとより、活気ある漁村作り対策を講じます。

820,000千円 (水産海洋課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
漁港整備	実施	実施				▶ 24年度	

その4 種苗放流

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
種苗の放流	マダイ、ヒラメ27万尾	マダイ、ヒラメ30万尾	マダイ、ヒラメ32万尾

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

栽培漁業の進展による資源管理型漁業への取組として、当町においても近年種苗生産、種苗放流といった取組みを実践しています。

藻場の減少等漁場環境の変化により水産資源が減少傾向にあり、その資源を将来にわたり持続的利用を図るため資源の回復、維持増大に取組み、漁業経営の安定化を目指すとともに、観光資源としての波及効果も視野に入れ今後も漁村地域の活性化を図ります。

14,000千円 (水産海洋課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
種苗の放流事業	実施	実施					▶

その5 南伊勢ブランドの開発

Ⅱ 達成指標

協働指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
南伊勢町ブランドの申請・認定	—	10件	50件

II 達成指標

協働指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
新商品の開発	—	5点	10点

III 主要事業の内容とスケジュール

南伊勢町の食文化を首都圏の拠点にて発信し、ブランド開発及び観光客誘致により産業の活性化を図り、定住促進の流れを構築していきます。

4,000千円 (企画商工観光課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
南伊勢ブランド開発	実施	実施	実施	民間移行			

その6 観光客の誘致

II 達成指標

協働指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
観光入込客数の増加	192,539人	210,000人	250,000人

III 主要事業の内容とスケジュール

本町の景観、イベントや祭り、農業・漁業体験、食文化などを通じて町内外に情報発信し、観光客誘致により産業の活性化を図ります。

(企画商工観光課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
観光宣伝事業	実施	実施					→

(3) 知識情報産業の育成

I 基本的な考え方

南伊勢町内には、高度成長期、複数の中小の工場が立地しました。しかし、その後の経済のグローバル化の進展や円高、経済不況などにより工場の移転が進みました。

近年の知識情報産業への産業構造の転換は、小規模ながら情報通信技術を活用し付加価値の高い事業を行うSOHO（小規模なベンチャービジネスのために住居を兼ねたオフィス空

間) 事業者等が既存の産業との連携を図りながら新たな産業活性化の核となることが期待されています。このため、町では、こうした状況をふまえ、商工会など関係団体等との連携を強化し、企業競争力の高い知識情報型産業などの誘致に努めます。具体的には、町内企業の技術の高度化、経営基盤の強化などを図るため、経営強化に向けた情報化、人材の育成、共同受発注等への支援等を行います。

また、女性や高齢者を含む就業機会の拡大にもつながるSOHO等情報関連産業については、大学や県など関係団体の協力により効果的な誘致・育成が図られるよう環境整備に努めるとともに、既存産業との連携を強化し、産業の情報化を推進していきます。

さらに、商品の流通・販売機能の高度化・情報化に向け、バーチャル市場(仮想市場)やバーチャルモール(電子商店街)の検討、地域密着型・大都市連携型事業など、情報通信技術の活用や新しい物流システムの構築を図るための事業の検討を行います。さらに、近隣市町の大規模集客施設との連携し、イベントの実施や関連商品の販売などを行い、地場産業の活性化を図ります。

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
知識情報産業の誘致	—	1件	増加

III 主要事業の内容とスケジュール

企業誘致は若者定住を促進させ、町を活性化させる事業であるため、工場だけでなく通信情報技術関連の企業誘致に力を入れます。

事業名	計画期間	(企画商工観光課)					
		前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
企業誘致事業	実施	実施					→

(4) 健康・福祉産業の育成

I 基本的な考え方

高齢者が生き生きと健康で暮らせるように、疾病の予防・早期発見が重要となります。このため、町内にある病院や関係機関、民間事業者、また大学や町外の民間事業者などの協力・連携による健康づくりを進めます。特に、町内にある病院や廃校を利用して民間事業者によるリハビリ等の研修施設などを誘致して、地域住民だけでなく、観光客にも開放し、いつでも専門家のアドバイスを受けながら、自らの体調に合った最適な健康づくりができる態勢を整えていくことを調査・検討します。

具体的には、健康志向で活動的な中高年と滞在客の減少に悩む町の観光地を結び、地域活性化や関連産業の育成、雇用の創出などを図るソフト事業として、自然環境、食材、運

動施設、文化環境といった地域の資源を最大限活用し、療養を構成する食事、運動、理学療法、環境の4療法を組み合わせたプログラムの開発等を調査・研究します。

II 達成指標

協働指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
廃校を活用した理学療法士等研修施設の開設		1件	—

III 主要事業の内容とスケジュール

これからの時代のキーポイントである高齢化社会と医療関係機関を町の施設を活用することで結びつけ、産業に育成につながるよう調査・研究します。

(企画商工観光課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
廃校活用事業	調査・研究	調査研究					

(5) 消費生活の向上

I 基本的な考え方

食品の安全性の問題やインターネットによる不正な商取引、若年層・高齢者層への特殊販売による被害など、消費者の抱える問題がますます多様化・複雑化する中で、消費生活上の不利益や危険から消費者を守るプログラムが一層求められています。

このことから、南伊勢町では、消費者が安心して相談できる体制の確保や相談機会の拡充を進めるとともに、トラブルを未然に防止するための啓発事業や情報提供の拡充を図る必要があります。また、環境問題についても町民ひとり一人のライフスタイルが問われており、生活用品の再利用の促進など、町民のリサイクルに関する取り組みを支援していきます。

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
消費生活相談数	3件	5件	10件

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

県消費生活室と連携して、消費生活上のトラブルを解決するため支援を行います。

(企画商工観光課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
消費生活相談	実施	実施					

(6) 地域の再開発の推進

I 基本的な考え方

南伊勢町における漁村等の再開発は、景観や環境への配慮に努め、安全で快適な地域生活空間の創出と防災空間の確保をめざします。また、行政と民間の役割分担とその協働領域を明確にするとともに、権利者、関係団体等との連携の強化や、国、県の助成制度の積極的な活用を図ります。

Ⅱ 達成指標

協働指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
町の誇れるもの（アンケート調査）	景観の良さ65.4%	70%	75%

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

今回の住民アンケート調査において、「町の特徴として誇れるものは何ですか」との答えで約65%の人が景観の良さを上げています。この景観の良さを次代へとつなげるために景観条例の調査・研究を行います。

(企画商工観光課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
景観条例の制定	調査・研究	調査研究	調査研究	制定			

4 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちの創造

(1) 魅力ある教育の推進

I 基本的な考え方

幼児教育については、保育所での幼児教育を推進するとともに、乳幼児一人ひとりの個性や発達段階に応じた教育を通して、子どもの社会性や健康、豊かな心を育みます。

義務教育については、充実した学校教育の実現に向けて基礎的・基本的な内容の確実な

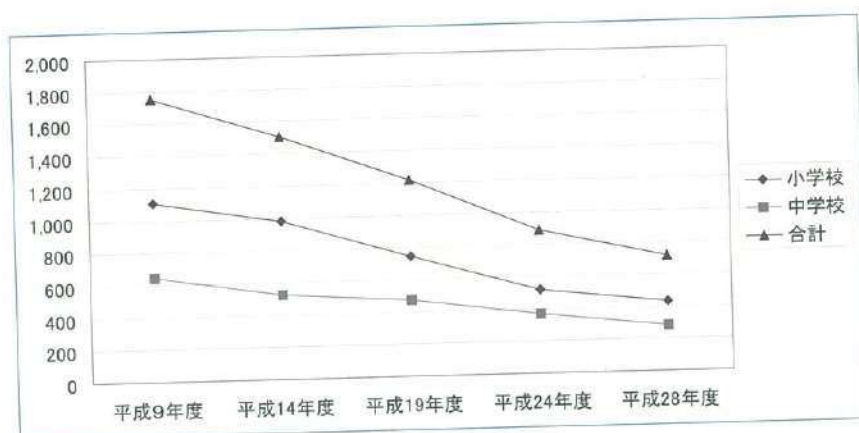
定着を図るとともに、総合的な学習の時間の中で、国際化や情報化、地域参加など、新たな教育課題への取り組みを進め、子どもの個性や創造性を伸ばす教育を一層推進します。

児童・生徒数の推移及び学級の状況

(単位：人、室)

区 分	児 童 ・ 生 徒 数					19年度 学級数		
	H9年度	H14年度	H19年度	H24年度	H28年度	普通編成	複式	障害
小学校	1,105	979	741	518	432	36	0	6
中学校	647	523	474	369	282	15	0	3
合 計	1,752	1,502	1,215	887	714	51	0	9

(資料：学校基本調査及推計値)



児童・生徒数の推移及び学級の状況

また、地域社会全体による子ども達への規範と教育環境の改善・充実をめざし子どもが地域社会の中で自主性・創造性とともに社会性を養えるよう、大都市など町外の子どもたちとの交流の機会の確保や地域での遊び場の確保、そして地域社会と家庭、学校や保育所等の連携から、子どもの成長を支援するためのプログラムの充実に努めます。

さらに、学校における目標管理を導入し、多様なニーズに対応できる南伊勢町らしい教育をめざします。

外国語指導助手 (ALT) の配置

II 達成指標

行 政 指 標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
外国語指導助手(ALT)の配置	3人	3人	3人

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

外国語指導助手(ALT)の配置により、児童・生徒の英語力（スピーキング、ヒアリング等）の向上を図ります。

		120,000千円 (学校教育課)					
事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
ALT配置事業	実施	実施					

(2) 子育て支援の充実

I 基本的な考え方

南伊勢町の幼年人口（0歳から14歳）比率は、平成17年(2005年)10月1日現在で10.9%であり、三重県推計値による長期予測によれば、平成28年(2016年)には8.1%となると推計されています。（P11参照）

地域社会経済環境の急激な変化は、子どもと子育てをする家庭を取り巻く環境にも大きな影響を与えています。少子化、核家族化の進行により、親が子育てについて悩みを抱える場合も多く、乳幼児への虐待が深刻化するなど、子どもと子育て支援への対策が急務となっています。

このため、子育てをしている家庭を支援するため、子どもと子育てを幅広く支援するプログラムを展開します。また、子育て相談事業の拡充や子どもの相談に関する総合的なネットワークの構築を検討するとともに、在宅の子育て支援、保育園などの充実、ひとり親家庭の支援などにより、プログラムの総合化と充実に努めます。

保育所数と在籍者数の推移

(単位：所、人)

区 分	平成 8 年度		平成 11 年度		平成 14 年度		平成 17 年度	
	保育所	在籍者	保育所	在籍者	保育所	在籍者	保育所	在籍者
児童施設	18	686	17	624	16	517	11	449

(資料：健康福祉課)

その1 子育て支援センター

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
育児不安に対する支援	234件/年	拡充	拡充

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
サークル活動支援	48回/年	拡大	拡大

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

育児、発達等に関する子育て相談、子育てサークル等の育成、出前保育等を実施することにより子育て支援の充実に努めます。

250,000千円 (健康福祉課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
子育て支援センター事業	実施	実施					

その2 保育所の統合

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
保育所の統合について	11園	9園	7園

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

園児の減少により、保護者、地域の協力を得ながら宿田曾地区において保育園の統合を推進します。

150,000千円 (健康福祉課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
統合保育所の新築	実施	実施					

(3) 安全で開かれた学校環境の整備

Ⅰ 基本的な考え方

学校は、児童・生徒にとって優れた教育の場であると同時に、町民に開かれた多機能な地域の拠点施設としての役割があります。オープンスペースである校庭の開放や、学校図書館、余裕教室も含めた校舎等の開放、また地域の防災拠点としての活用など、各学校と地域の特性に合わせた開放を検討します。

とくに、小学校は、子育て支援の場としての活用の検討の他、放課後や土曜・日曜の子どもの遊び場として、余裕教室等の活用、学童保育所、児童館機能、校庭遊び場開放事業

などを検討します。

中学校については、成人を中心とした幅広い年齢層の利用を想定し、主に地域の生涯学習の拠点、ボランティアなどの地域福祉の拠点、文化・スポーツの拠点として整備、開放を進めます。

学校図書館については、授業での積極的な活用に加えて、小学校では未就学児童を中心に、中学校では広く町民の利用に供する方策を視野に入れて検討します。

また、子どもたちの学びと育ちの場が安全なものであるよう、学校や保育園の安全対策を強化するとともに、安心して子どもを育てることのできる地域の環境づくりを進めます。

その1 小学校屋内運動場の耐震化

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
小学校屋内運動場の耐震化	6/8校	6/6校	6/6校

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

災害時における児童等の安全及び学習環境の充実、改善を図るために屋内運動場の大規模改造を推進します。

35,000千円 (学校教育課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
五小屋内運動場大規模改造	実施			実施			

その2 中学校校舎の耐震化

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
中学校校舎の耐震化	2/3校	3/3校	3/3校

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

生徒等の安全及び学習環境の充実、改善を図るために南島中学校校舎の耐震・大規模改造を行います。

130,000千円 (学校教育課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
南島中校舎耐震化	実施				実施		

その3 小学校給食室（棟）のドライ方式化

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
小学校給食室（棟）のドライ方式化	0/8校	4/6校	6/6校

III 主要事業の内容とスケジュール

学校給食の衛生・安全を図るため、小学校給食室（棟）のドライシステムの方式を取り入れた施設整備を推進します。

25,000千円 (学校教育課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
給食室のドライ化改修	実施	実施	実施	実施	実施	実施	

5 町民の一体感を高める文化交流活動のまちの創造

(1) 生涯学習の推進

I 基本的な考え方

生涯学習は、自己の充実、啓発や生活向上のため、各人の自発的意思に基づき、自己に適した手段、方法を自ら選択して生涯にわたって学び、その成果を活かしながら自己実現を図るさまざまな活動です。今日、心の豊かさや生きがいを求めて、生涯学習への関心が高まっています。

町は「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう学習環境を整備してきました。今後は、勤労者などに対するリカレント教育(職業人を中心とした社会人に対し、学校における教育を終えて社会に出たあとに行われる各種の教育)の推進や、より多くの町民のために情報の提供、生涯学習の相談、多様な学習機会の提供などの学習支援が必要となっています。

また、南伊勢町においては、町民による積極的なまちづくりを進めるため、生涯学習を通して、まちづくりの課題の学習や地域のまちづくりを推進する人材の養成が大きな課題となります。情報通信技術を活用したまちづくりや産業振興、また福祉を担う人材の育成、環境問題の体系的な理解など、大学や研究機関と連携した専門的な学習内容の充実が求められています。

このため、これまで社会教育で実施してきた「生涯学習講座」等を中心に、さらに町民と協働で生涯学習を推進してきた実績や、町内及び大学などと連携した「生涯学習講座」の運営を図ることにより、町民のための総合的かつ専門的な生涯学習プログラムを整備・提供します。

さらに、近年、町民の学習意欲の高まりや社会経済動向などにより、図書館に求められる水準は高くなっています。

このため、図書館サービスに対する町民満足度の向上を図るために、高齢者や障害者に対する各種サービスの実施など、南伊勢町の図書館サービスを充実するとともに、開館時間の延長や蔵書冊数の拡大など、基本的なサービスに関するレベルアップを図ります。

その1 生涯学習講座の開設

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
生涯学習講座数	—	22講座	27講座

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

住民の主体的な学習活動の活発化に向けて、生涯学習プログラムの提供とサークルの育成・支援を推進します。

		20,000千円 (生涯学習課)					
事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
生涯学習講座開設事業	実施	実施					

その2 社会体育施設の耐震化(再掲)

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
社会体育施設(3ヶ所)耐震化	0/3カ所	3/3ヶ所	—

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

社会体育施設(南海、五ヶ所、南部)利用者の安全を確保するために体育館の耐震工事を推進します。

		27,000千円 (生涯学習課)					
事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
社会体育施設耐震事業	実施	診断	実施	実施	実施		

(2) 文化のまちづくりの推進

I 基本的な考え方

南伊勢町は、文化の振興を目標に、町内の文化施設等との連携を図るなど文化行政を進め、文化のまちづくりを推進します。

また、地域文化財の保護・活用を図るため、エコミュージアム（国立、国定公園の主要エリアで子どもや公園利用者が生き物や自然の植生などとふれあい、自然を学ぶことができる仕組み）事業を検討します。エコミュージアム事業は、スローツーリズム回遊ルート整備の中で地域文化財の活用と整備に関する基本的な方針を定め、その推進を図れるよう検討します。また、文化行政の推進においては、文化施設等の計画的な維持管理の推進にも取り組みます。

その1 文化祭

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
文化祭の入場者数	2,906人	3,700人	4,000人

III 主要事業の内容とスケジュール

自主的な文化活動を支援するとともに、成果の発表及び団体間の交流機会を文化祭を通して推進します。

9,000千円 (生涯学習課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
文化祭	実施	実施					

その2 文化財保護

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
文化財の現場調査・パトロール	実施	向上	向上

III 主要事業の内容とスケジュール

貴重な自然、文化遺産の保護や住民の文化財保護意識を高めることを推進します。

10,000千円 (生涯学習課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
文化財保護事業	実施	実施					

6 世界に開かれた人権のまちの創造

(1) 国際化の推進

I 基本的な考え方

交通、情報・通信ネットワークの急速な発達により、国際化が進展し、経済活動はもとより住民生活の様々な分野に至るまで、相互依存関係が深まり、外国がますます身近なものになっています。南伊勢町の外国人登録人口も104人となっています(平成18年12月1日現在)。

このことから、外国籍町民等にとって南伊勢町が暮らしやすく、様々な文化を尊重する世界に開かれたまちになることが一層求められています。外国籍町民等にとって暮らしやすいまちは、あらゆる町民にとっても暮らしやすいまちです。そのためには、地域の中で町民と行政が一体となり、地域からの国際化に取り組むことが重要です。

今後、南伊勢町では、町民主体の交流活動を推進するとともに、外国籍町民等が暮らしやすいまちに向けた取り組みとして、情報提供プログラムや相談・支援体制の充実、災害時・緊急時の対応策の強化に努め、地域からの国際化を進めていきます。また、急速な国際化に対応するため、多文化理解教育や語学教育など教育の国際化対応プログラムを拡充に努めます。

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
外国語版ホームページの開設	—	英語	英語・中国語

III 主要事業の内容とスケジュール

観光等の調べ物をする際に、インターネットを通じて検索することが多くなっています。このため外国語版のホームページを開設して、外国人にも本町の情報発信を推進します。

(企画商工観光課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
外国語版ホームページの開設	調査・研究		調査研究	実施			

(2) 人権プログラムの推進

I 基本的な考え方

近年、児童虐待や女性への暴力などが大きな社会問題となっており、高齢者や障害者などの権利擁護を含め、総合的な人権プログラムの推進が求められています。

このため、町では、障害者、子ども、高齢者、外国籍町民などあらゆる人々の人権尊重を基本理念に、各分野の事業を推進していきます。

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
人権研修・講演会への参加者数	1,170人	1,880人	2,390人

III 主要事業の内容とスケジュール

差別のない明るい社会を目指し、講演会などの啓発活動や学校教育及び社会教育における人権教育の推進に努めます。

		11,000千円				(生活環境、生涯学習課)	
事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
人権啓発活動推進講演会	実施	実施					→

(3) 男女平等社会の実現

I 基本的な考え方

女性と男性が、自立した個人として尊重され、対等のパートナーとして社会のあらゆる分野に参加し、個性と能力を十分発揮できる男女平等社会の実現は最重要課題の一つです。国においては、平成11年(1999年)に男女共同参画社会基本法が制定され、平成12年(2000年)には同法に基づく男女共同参画基本計画が策定されるなど、法律や制度のうえでは男女共同参画社会の形成に向けた整備が進んでいます。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分業や就労の場における性別による格差や女性に対する暴力など、依然として差別や偏見が根強く残っています。

このため、男女平等社会の実現に向けた取り組むべき課題は、あらゆる行政分野にまたがるだけでなく、社会制度や慣行、町民一人ひとりの意識や行動とも深くかかわっており、その解決には継続的な努力が必要です。また、男女平等社会の実現は基本的人権に深くかわる問題であるとともに、状況の変化に対応した適切な取り組みが絶えず求められています。

今後、南伊勢町では、女性に対するあらゆる暴力の根絶など人権を尊重する男女平等意識の醸成、あらゆる分野への男女平等参加の推進、町が率先して取り組むための積極的格差是正措置の具体化など男女平等社会実現に努めます。

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
町の審議会等における女性委員の割合	16.1%	30%	50%

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

男女共同参画を推進する人材の育成、確保や審議会や各種団体役員などへの男女のバランスある登用を進めることなどにより女性の参画の拡大を促進します。

(生活環境課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
共同参画社会意識の普及	実施	実施					→

7 希望と安心に満ちた健康・福祉のまちの創造

(1) 地域福祉の推進

I 基本的な考え方

平成12年(2000年)6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、日本の社会福祉制度は大きな転換点を迎えました。これまでの日本の社会福祉の共通基盤であった措置制度等の改正が行われ、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築、サービスの質の向上、社会福祉事業の充実・活性化などに重点が置かれました。

また、社会福祉基礎構造改革と銘打たれた一連の流れの中では、保健・医療・福祉の連携に加えて、住宅や公共施設でのバリアフリーを基礎としたまちづくりプログラム、さらには教育との関連も重視した地域福祉計画の策定が新たな課題となっています。

このことから、町では、一人ひとりの町民が自立し安心して生活できる地域社会をめざす総合的な計画の策定を検討します。

まちづくりと福祉の関連では、バリアフリーを中心として、全ての町民が年齢や障害の有無に関わらず地域で安心して生活できるように、バリアフリーのまちづくりの推進や、すべての町民に利用しやすいユニバーサルデザイン(ユニバーサルデザイン：バリアフリーは、障害のある人の生活に及ぼす障害を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインは障害のある人を特別に対象とするのではなく、すべての人に使いやすい製品、環境、情報のデザインをめざす)のあり方について研究を行います。災害時の対応としては、要援護者への支援方法や災害対応システムを検討します。

さらに、総合的な相談体制の整備と利用しやすい相談窓口の検討、サービス利用者の支援、福祉の拠点としての小中学校跡地の地域福祉拠点化など、身近な場所での総合的な相談・支援に関するプログラムを検討するとともに、サービスの質を確保するため、福祉の評価システムの構築を検討します。

その1 地域生活支援

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
障害者福祉サービス事業数	4事業	4事業	5事業

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を推進します

84,000千円 (介護福祉課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
地域生活支援事業	実施	実施					

その2 国民健康保険

Ⅱ 達成指標

(住民保険課)

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
医療給付費の抑制	100%	95%	90%

昨今の社会情勢により急速な人口の減少と核家族化が進み高齢化が大変厳しい状況にあり、国民健康保険会計を維持するため、今後も医療費の抑制に向けた取り組みを積極的に展開し健全な運営を図ることに努力します。

今回、医療制度改正により老人保健制度で医療を受けている75歳以上の高齢者については、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、平成20年(2008年)度から新たに独立した後期高齢者医療制度が創設されることになりました。

会社等の退職者が国保に大量加入することで生じる保険者間の医療費負担の不均衡を調整するしくみの前期高齢者医療制度が創設されることになりました。

また、医療制度改正により生活習慣病の予防対策に取り組み病気の早期発見、早期治療による医療費の減少につなげ、加入者の負担及び医療費が適正な状態になるように推進します。

国民健康保険会計を適正に維持するための医療費抑制に向けた取り組みは「(3)健康づくりの推進」で実施します。

その3 福祉医療費の助成

Ⅱ 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
心身障害者医療費の助成	576人	600人	630人
一人親家庭等医療費の助成	292人	300人	300人
乳幼児医療費の助成	285人	300人	320人

※ 登録者数の推計

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

心身障害者、一人親家庭等、乳幼児家庭の医療費の助成を行い、家庭の負担軽減と受診が抑制されないように推進します。

(住民保険課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
福祉医療費 助成事業	実施	実施					

(2) 高齢者福祉の充実

I 基本的な考え方

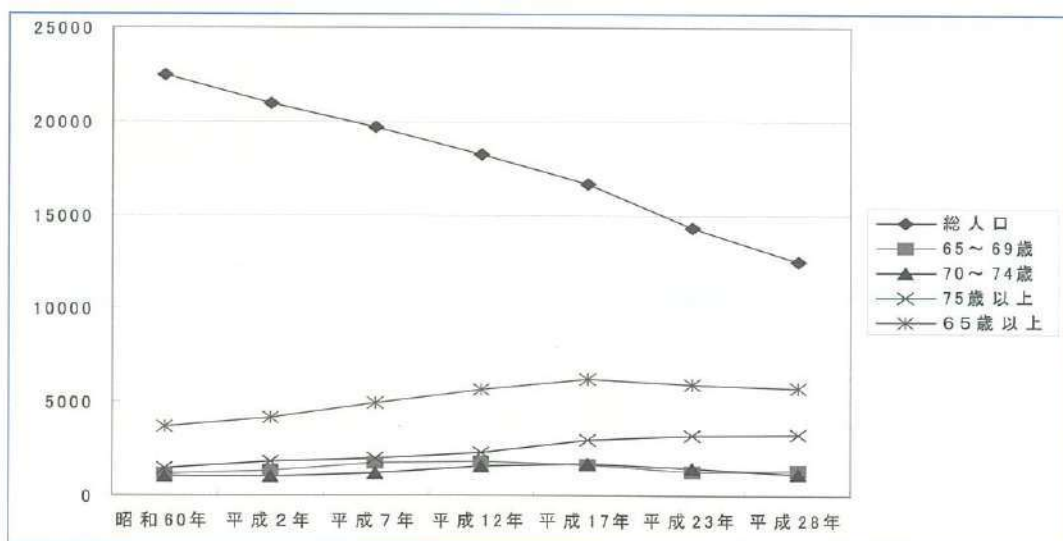
平成18年(2006年)4月1日現在の南伊勢町における高齢化率は36.55%となり、約2.7人に1人が65歳以上の高齢者となっています。このような中で、高齢者の一人暮らしの世帯は、約1,031世帯となっており、高齢世帯の核家族化も進んでいます。

高齢者の人口構成と推移

(単位：人)

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成23年	平成28年
総人口	22,439	20,933	19,673	18,235	16,687	14,322	12,490
65歳～69歳	1,162	1,348	1,748	1,792	1,640	1,245	1,306
70歳～74歳	1,055	1,052	1,222	1,581	1,664	1,435	1,150
75歳以上	1,448	1,796	1,983	2,302	2,946	3,219	3,266
65歳以上	3,665	4,196	4,953	5,675	6,250	5,899	5,722

(資料：国勢調査及び三重県推計値)



このため、高齢者が生きがいをもち、地域の中で自立して生活できる環境をつくるために、高齢者が主体的な社会活動をするためのしくみづくりや、在宅で自立して生活するための、介護予防事業を推進します。

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度末	前期目標 平成22年度末	最終目標 平成28年度末
要介護認定者数(実人員)	1,003人	1,121人	1,080人

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
社会福祉施設入所定員整備数 (民間を含めた総定員数)	120名	170名	220名

III 主要事業の内容とスケジュール

介護を必要とする人(認定者)に必要な介護サービスを提供し、介護をする人の負担軽減を図る(介護保険事業)とともに、要支援・要介護状態になる前からの介護予防(地域支援事業)を推進し、高齢者等の方々が住み慣れた地域で家族や顔なじみの方々と共に元気で暮らせるために、在宅での介護サービスの充実を図ります。

また、在宅での生活が困難な高齢者等のニーズに応じて、介護保険事業計画に基づき、民間の施設の導入も視野に入れた施設サービスの提供を検討します。

13,638,370千円 (介護福祉課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
介護保険、地域支援事業	実施	実施					→

(3) 健康づくりの推進

I 基本的な考え方

少子・高齢社会において活力ある地域社会を実現するためには、病気そのものを減らし、痴呆や寝たきりにならない状態で生活できる期間として、いわゆる「健康寿命」を延ばしていくことが重要です。そのために、疾病の早期発見、早期治療に重点を置いた二次的な予防に関するプログラムに加えて、一次的な予防である生活習慣の改善にも重点を置く必要があります。

このようなことから、予防事業の中核として地域保健の拠点となる施設の機能強化を民

間事業者等と共に進めるとともに、地域での健康づくり事業を支援します。また、基本健康診査等による生活習慣病予防を推進し、保健、医療、福祉の連携による総合的な健康・福祉サービスの提供に努め、健康な地域づくりを推進します。

II 達成指標

行政指標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
医療費の循環器疾患の占める割合の低下（心疾患、高血圧、脳卒中等）	旧南島町(老人)26.7% 旧南勢町(老人)30.2%	減少	減少

III 主要事業の内容とスケジュール

健康づくり計画を策定して、計画に基づいた健康づくり事業を実施することにより生活習慣の改善に焦点を当て、町民の心身の健康増進を図ります。

14,000千円 (健康福祉課)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
健康づくり推進事業	実施	実施					→

(4) 医療体制の充実

I 基本的な考え方

最近の罹患状況を見ると、生活習慣病といわれる心疾患・悪性新生物・糖尿病・脳血管疾患などが上位を占め、発症を予防することが重要であり、疾病の早期発見・早期治療や、医療分野と介護福祉分野の連携においての中核的役割を担える在宅医療の強化を推進し、全ての町民が安心して暮らせる町づくりに努めます。

主要死因別死亡者の推移

(単位：人、%)

年 疾病名	平成11年		平成13年		平成15年		平成17年	
	死亡者数	割合	死亡者数	割合	死亡者数	割合	死亡者数	割合
悪性新生物	57	22.0	62	30.7	72	30.0	73	25.6
心疾患	40	15.4	43	21.3	49	20.4	55	19.3
脳血管疾患	37	14.3	22	10.9	29	12.1	32	11.2
その他	125	48.3	75	37.1	90	37.5	125	43.9

(資料：三重県医療政策室)

また、一次救急体制は、町立病院と志摩広域消防組合、三重県厚生農業協同組合連合会(厚生連)南島病院と紀勢地区広域消防組合により組織されていますが、今後は病院間の連携を始め、町内の診療所また、二次救急・三次救急との連携強化と、保健・福祉を含めた包括的な地域医療体制の確立を目指します。

町立病院、厚生連南島病院において、医師の確保や施設の老朽化、診療業務の方向など、診療報酬の改正に伴う、医療施設としての方向づけや検討がなされています。、南勢、南島各エリアの一次救急や、地域医療の核であることから、町としても全ての町民が安心して暮らせるための維持等に支援を行います。

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

施設の老朽化に伴い、住民が安心して医療が受けられる環境の整備を行います。

37,000千円 (町立病院)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
病院耐震補強工事	実施	実施					

1,500,000千円 (町立病院)

事業名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
病院改築工事	実施						実施

8 ふれあいと協働で進める町民自治のまちの創造

(1) コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

I 基本的な考え方

地方分権が進展する中、地域福祉や環境・防災などのまちづくりへの取り組みには、町民とのパートナーシップを基調とした、多様な町民参加への取り組みが重要となります。

21世紀は「町民の世紀」ともいわれていますが、南伊勢町でも、住民や地域活動団体が、まちづくりにおいても重要な役割を担うことが期待されています。このため、地域の住民や地域活動団体等とのネットワークづくりやその支援体制づくりなどの取り組みが必要となります。地域活動団体等の町民活動を支援し協働型まちづくりを推進するため、地域活動団体等の町民活動拠点の整備の検討を行います。

さらに、近年、地域活動団体等がビジネスとしての事業活動を行う「コミュニティ・ビ

ビジネス」が注目されています。また、その地域だけで通用する地域通貨を創設し、地域と密着した経済活動を行うことによって、地域の内発的発展を目指そうとする取り組みが各地で進められています。

南伊勢町においても、町民主体のコミュニティ・ビジネスを支援するとともに、地域コミュニティの商品の売買や生活の質の向上を目指した町民団体等による地域通貨の導入の調査、研究をしていきます。

II 主要事業の内容とスケジュール

地域住民、民間団体、企業、大学、行政が連携し、新しいまちづくりに取組みます。

(企画商工観光課)

事業名	計画期間	前期				中期	後期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
三重大学との連携事業	調査・研究	調査研究					

(2) 「地方分権型自治体」の実現と地方自治の確立

I 基本的な考え方

平成12年(2000年)4月から「地方分権一括法」が施行され、機関委任事務制度が廃止されるなど、戦後の地方自治の歩みにおいても画期的な制度改正が行われました。それに伴い、国や県の通達が廃止され、各種の必置規制も廃止・縮小されるなど、地方公共団体の自己決定領域が飛躍的に拡大するとともに、同時に地方公共団体の自己責任が問われる本格的な分権の時代を迎えているといえます。

今後、南伊勢町においては、条例制定権の積極的な運用などにより、分権改革の成果を最大限に活用することを検討します。また、情報公開・町民参加の一層の推進により、説明責任を確立し自治能力の向上を図ります。

平成19年10月に南伊勢町行政改革大綱を策定し、そして大綱に基づく具体的な取り組み方策として「南伊勢町集中改革プラン」を定めます。そこでは、本町の自治体経営の目標を、効率的で開かれた自治体、すなわち「地方分権型自治体」とし、その実現に向けたプログラムを提示しています。

今後は、それらのプログラムに沿って、財政基盤の確立、行政評価システムの確立、人材の育成と活性化、行政組織の簡素化・効率化・分権化のほか、「電子自治体」の構築など、効率的で開かれた自治体＝「地方分権型自治体」の実現に向けて積極的な取り組みを進めます。

また、地区自治会、地域活動団体や民間企業などに町業務の委託や移転を進めるとともに、行政サービスの質の維持・向上を図り、行政による安定した町民生活を保障するための仕組みづくりなどを推進していきます。

その1 行財政改革

Ⅱ 達成指標

行 政 指 標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
職員定員管理の人員数	369人	320人	減少

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

大綱並びに改革プランでは、平成19年(2007年)度の目標として人材育成基本方針を策定すること及び組織の見直しを実施すること、平成17年(2005年)度から5ヵ年で職員49人を削減することを掲げています。また、それぞれに実施する事務事業、政策、人事等の各評価制度を取りまとめ総合的な評価システムの確立を目指します。

(総務課)

事 業 名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
行政改革	実施	実施					→

その2 財政基盤の強化

Ⅱ 達成指標

行 政 指 標	近況値 平成17年度	前期目標 平成22年度	最終目標 平成28年度
現年度課税分の収納率	96.8%	98.0%	98.0%

Ⅲ 主要事業の内容とスケジュール

町税等の自主財源確保のため、収納率の向上を図り、未納者を滞納者にしないよう適性指導に努めます。

(税務課)

事 業 名	計画期間	前 期				中 期	後 期
		19年度	20年度	21年度	22年度	22～25年度	25～28年度
収納率の向上	実施	実施					→

参 考 資 料

南伊勢町総合計画審議会条例（平成17年10月1日南伊勢町条例第30号）

南伊勢町総合計画審議会委員名簿

南伊勢町総合計画について（諮問）

南伊勢町総合計画について（答申）

南伊勢町総合計画策定経過

アンケート調査結果



総合計画審議会の風景

南伊勢町総合計画審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日
条 例 第 30 号

(設置)

第 1 条 本町の総合計画に関し必要な調査及び審議をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、南伊勢町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関する必要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町の議会議員
- (2) 町の区域内の公共的団体等でその団体等の推薦を得た代表者
- (3) 知的経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、町長の諮問に係る総合計画が確定した日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 審議会は、専門事項について特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(資料の提出等)

第 8 条 審議会は、必要に応じ、町に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画商工観光課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

南伊勢町総合計画審議会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
会 長	三重県職員研修センター教授	吉村 裕之
副 会 長	南伊勢町区長連絡協議会会長	幸田 壽
委 員	南伊勢町区長連絡協議会副会長	加藤 正喜
〃	南勢町商工会会長	奥村 一彦
〃	南島町商工会会長	中島 市郎
〃	南伊勢町観光協会会長	寺田 順
〃	南伊勢町婦人会連合会長	吉田佳知子
〃	くまの灘漁業協同組合 常務理事	吉永 晨志
〃	南伊勢町農業委員会会長	仲 勝義
〃	南伊勢町民生委員会会長	谷口 正幸
〃	南伊勢町老人クラブ連合会会長	濱地 松次
〃	南伊勢町教育委員長	東 直昭
〃	有 識 者	川口 祐二
〃	古和浦未来クラブ会長	長井 文夫
〃	南勢おかみの会会長	山本 けい子
〃	NPO 法人 南勢テクテク会 理事長	岡井 永光
〃	南伊勢町 P T A 連合会会長	東海 暢夫
顧 問	三重大学 人文学部 教授	渡邊 明

南 企 第 177 号
平成 19 年 2 月 19 日

南伊勢町総合計画審議会
会長 吉 村 裕 之 様

南伊勢町長 稲 葉 輝 喜

南伊勢町総合計画（案）について(諮問)

このことについて、南伊勢町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき貴審議会の
意見を求めます。

平成 19 年 2 月 24 日

南伊勢町長 稲 葉 輝 喜 様

南伊勢町総合計画審議会
会長 吉 村 裕 之

南伊勢町総合計画について(答申)

平成 19 年 2 月 19 日付、南企第 177 号で、当審議会に諮問された南伊勢町総合計画(案)について、町民の立場からあるいはそれぞれの専門的な立場からの審議の結果、適当と認められるのでこの旨答申します。

なお、計画推進にあたっては、下記の事項について格別の配慮を加えられるよう要望します。

記

(1) 時代の変化に対応した計画の柔軟な推進

- ① 総合計画の推進にあたっては、合併前におけるそれぞれの地区の歴史・伝統を踏まえるとともに、時代の変化や町民ニーズの動向などを的確に把握し、定期的に町民満足度向上の観点から点検を行い、様々な変化に柔軟に対応した重点戦略プログラムの展開を図る必要があります。
- ② 総合計画は、平成 28 年度までを目標期間としていますが、今後一層進む少子高齢化や地方分権化に適合した新たな社会経済システム、行政システム及び地域政策のあり方については、今後の研究課題として十分に検討することが必要です。
- ③ 上記の課題に的確に対応するため、総合計画の推進など町政運営の重要事項について、町民の立場からあるいはそれぞれの専門的な立場から町長に意見を具申する「南伊勢町政懇話会(仮称)」の設置を要望します。

(2) 「町民等との協働」の一層の具体化

社会が成熟し、町民意識が多様化する一方、「官と民」との役割分担の見直しの中で、地方公共団体のみならず、国においても、「新しい公共」をめざす動きが出てきています。総合計画の実行性を確保するためにも、町民の主体的な活動を尊重することを基本とし、地域活動団体や民間企業等も含めて、町行政は町民との協働・連携による地域づくりを積極的に進める必要があります。そのためにも、町民との応答関係や町政の透明性を高めつつ、町民満足度向上の観点から、町民とのパートナーシップによる重点戦略プログラムの展開を進めていく努力を期待します。

(3) 行政改革と一体となった計画の実行

総合計画の実行性を確保するため、重点戦略プログラムに位置づけられた主要事業の優先順位に基づく財源・人材などの行政活動資源の重点配分や重点戦略プログラムの有効かつ効率的な展開及び実行性のある組織・執行体制(下位組織への権限委譲を含む)の整備など、行政改革の取り組みと総合計画の実行とが一体となって着実に進めること

が必要です。

(4) 適切な進行管理による総合計画の推進

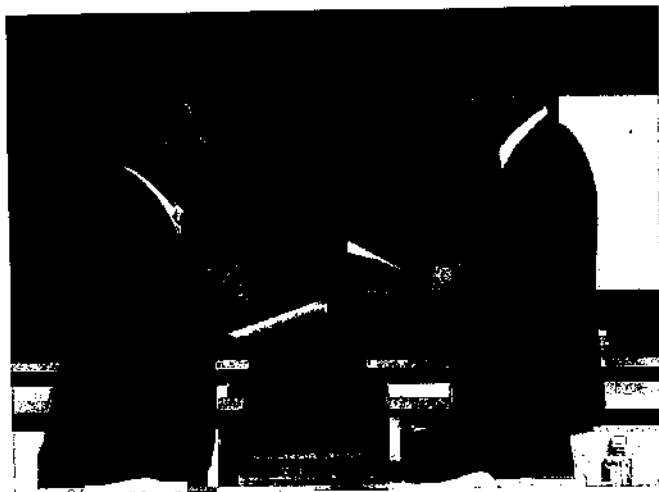
- ① 総合計画の進行管理にあたっては、重点戦略プログラムに位置づけられた主要事業の進捗状況を公開するための方法の検討や、より成果に着目した評価手法の導入などを図り、町民にとってよりわかりやすいものとなるよう工夫を重ねていく必要があります。
- ② 今後の進行管理を進める中で、設定された目標の妥当性等についても検証を行っていく必要があります。

(5) 意見等の計画への反映の継続的努力

- ① 計画策定過程において、町民や各地区等からの意見や要望の多くは、計画に反映されたものと考えますが、現時点で反映できないものや、継続的な検討事項とされた意見であっても、計画の推進過程で対応が可能なものは、その具体化を図るよう求めます。
- ② 町議会からの意見等で現時点では反映できない意見や要望についても、計画の推進過程で具体化に努めることや、今後、計画の見直しの際に議論の素材として検討されるよう期待します。

(6) 重点戦略プログラムについて

- ① 重点戦略プログラムに位置づけられた主要事業については、目標管理による計画の推進という観点から、できるだけ成果に着目した目標の設定や年度ごとの工程を明らかにし、今後の重点戦略プログラム展開の中で、より適切な指標や数値目標では示しきれない事業等の内容の充実等についても、不断の検討が必要です。
- ② 当審議会の意見を踏まえ、南伊勢町の多様な地域資源の潜在的な力を創意と工夫により生かした取り組みにより個性ある南伊勢町が創造されることを期待します。



総合計画審議会答申

総 合 計 画 策 定 経 過

月 日	内 容 等
H18. 8. 2 (水)	第1回 総合計画審議会 ・会長、副会長の選任について ・総合計画策定について 計画の策定、性格、構成、計画期間 ・住民アンケート調査について 調査票の内容について
8.10 (木) ～ 8.25 (金)	住民アンケート調査の実施について ・調査対象地域 町内全域 ・調査対象者 町内在住の18才～85才未満の方 ・サンプル数 1,000人(男女別、年代別、地区別構成を考慮した無作為抽出) ・調査方法 郵送による配付・回収
10. 2(木)	総合計画策定政策幹事会(課長会) ・基本構想(案)基本計画(案)について(照会) ・重点戦略プログラムについて(照会) ・住民アンケート調査結果について
10.12(木)	総合計画策定プロジェクトチーム部会 ・基本構想(案)基本計画(案)について(照会) (照会) ・住民アンケート調査結果について
10.17(火)	第2回 総合計画審議会 ・基本構想(案)について ・基本計画(案)について ・住民アンケート調査結果について
11. 1(水)	総合計画策定に係る財政シミュレーション作成打合せ ・一般会計、特別会計、企業会計、財政担当課長
11. 1(水)	総務課、行革室、企画商工観光課三課調整会議 ・総合計画、集中改革プラン、予算編成との調整
12. 1(金)	第2回総合計画策定プロジェクトチーム部会 ・重点戦略プログラムについて
12. 2(土)	町内活性化グループからの意見聴取 ・総合計画について
12. 4,5(月,火)	区長会(南島、南勢地区)からの意見聴取 ・総合計画について
12. 20,21(水,木)	第2回総合計画策定政策幹事会(課長会) ・中間報告(案)について

12. 26(火)	第 3 回 総合計画審議会 ・ 中間報告(案)について
H19. 1. 1 (月)	・ 広報みなみいせ 1月号 アンケート調査結果 掲載
2. 6 (火)	・ 全員協議会 総合計画策定に係る中間報告について
2.13 (火) ～2.23 (金)	・ 総合計画中間 (案) 町ホームページ、両庁舎、 各出張所にて縦覧
2.14 (水) 2.16(金)	・ 総合計画策定政策幹事会 (課長会) 全体のまとめについて
2.24 (土)	・ 第 4 回 総合計画審議会 全体のまとめについて 答 申
3. 6 (火)	・ 議会 基本構想を議決

まちづくりに関する 町民アンケート調査結果

当町では、現在総合計画の策定を進めていますが、町民のみなさんの意見を反映するため、平成18年8月に「まちづくりに関する町民アンケート調査」を実施しました。町内在住の18歳以上の男女1,000人を無作為に選ばせていただき、399人から回答をいただきました。

ここにご協力いただいた調査結果をお知らせします。

アンケート調査仕様

調査地域	南伊勢町内全域
調査対象者	町内に在住する18歳以上の男女
調査基準日	平成18年7月1日現在
標本数	1,000人
抽出数	1,000人無作為抽出法
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成18年8月10日から8月25日まで

アンケート集計結果

総対象者数	1,000人
回答者数	399人
回収率	39.9%

性別	回答者数	割合
男	187人	46.9%
女	212人	53.1%
計	399人	100.0%

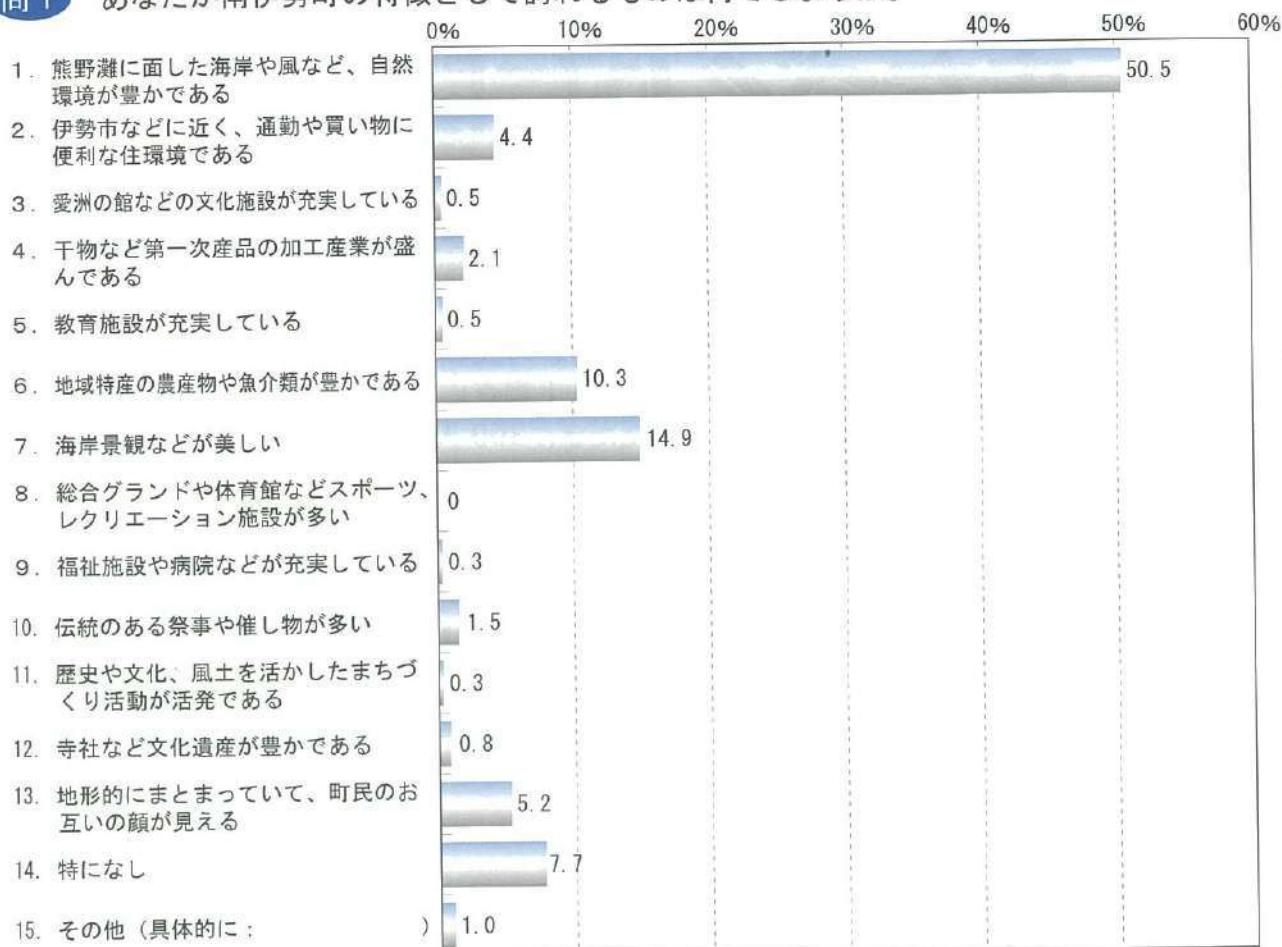
年代	回答者数	割合
10代	3人	0.8%
20代	22人	5.5%
30代	50人	12.5%
40代	57人	14.3%
50代	81人	20.3%
60代	93人	23.3%
70代	70人	17.5%
80歳以上	22人	5.5%
不明	1人	0.3%
計	399人	100.0%

地区	回答者数	割合
南勢地区	241人	60.4%
南島地区	158人	39.6%
計	399人	100.0%

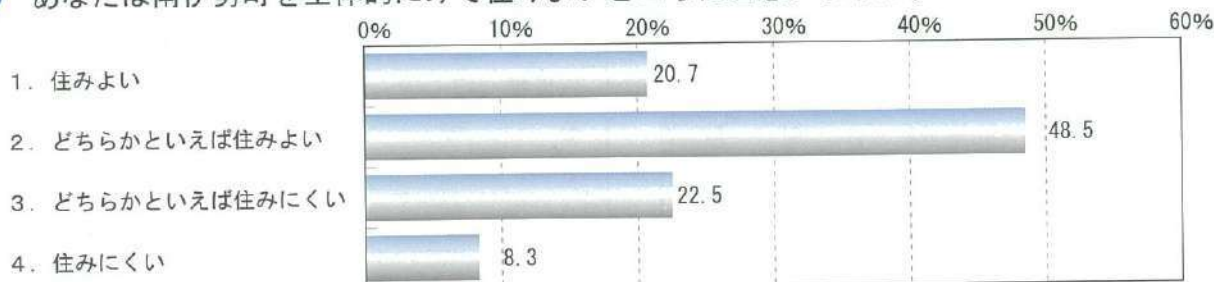
家族構成	回答者数	割合
一人暮らし	36人	9.0%
夫婦	118人	29.6%
二世帯(親・子)	156人	39.1%
三世帯(親・子・孫)	64人	16.0%
その他	16人	4.0%
不明	9人	2.3%
計	399人	100.0%

職業	回答者数	割合
農業	20人	5.0%
水産業	24人	6.0%
商工自営業	27人	6.8%
会社員	51人	12.8%
公務員・団体職員	76人	19.1%
自由業(弁護士・医師など)	6人	1.5%
パート・内職・アルバイト・フリーター	38人	9.5%
学生	8人	2.0%
家事専業	52人	13.0%
無職等	91人	22.8%
不明	6人	1.5%
計	399人	100.0%

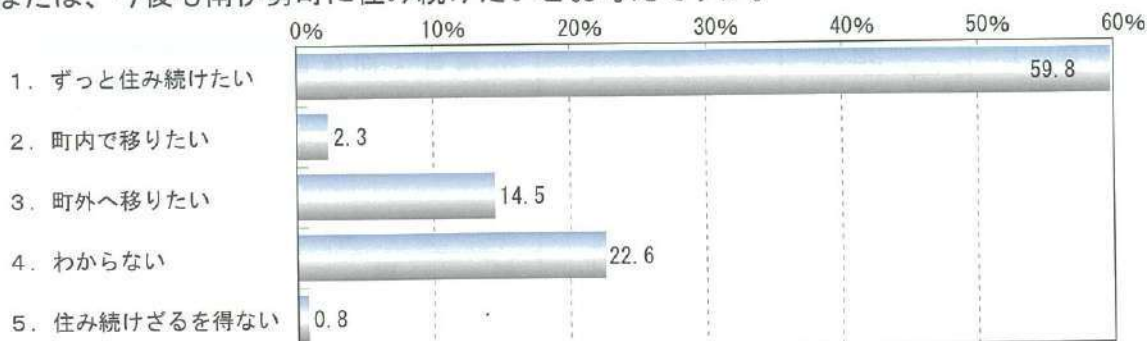
問 1 あなたが南伊勢町の特徴として誇れるものは何でしょうか。



問 2 あなたは南伊勢町を全体的にみて住みよいところだと思いますか。

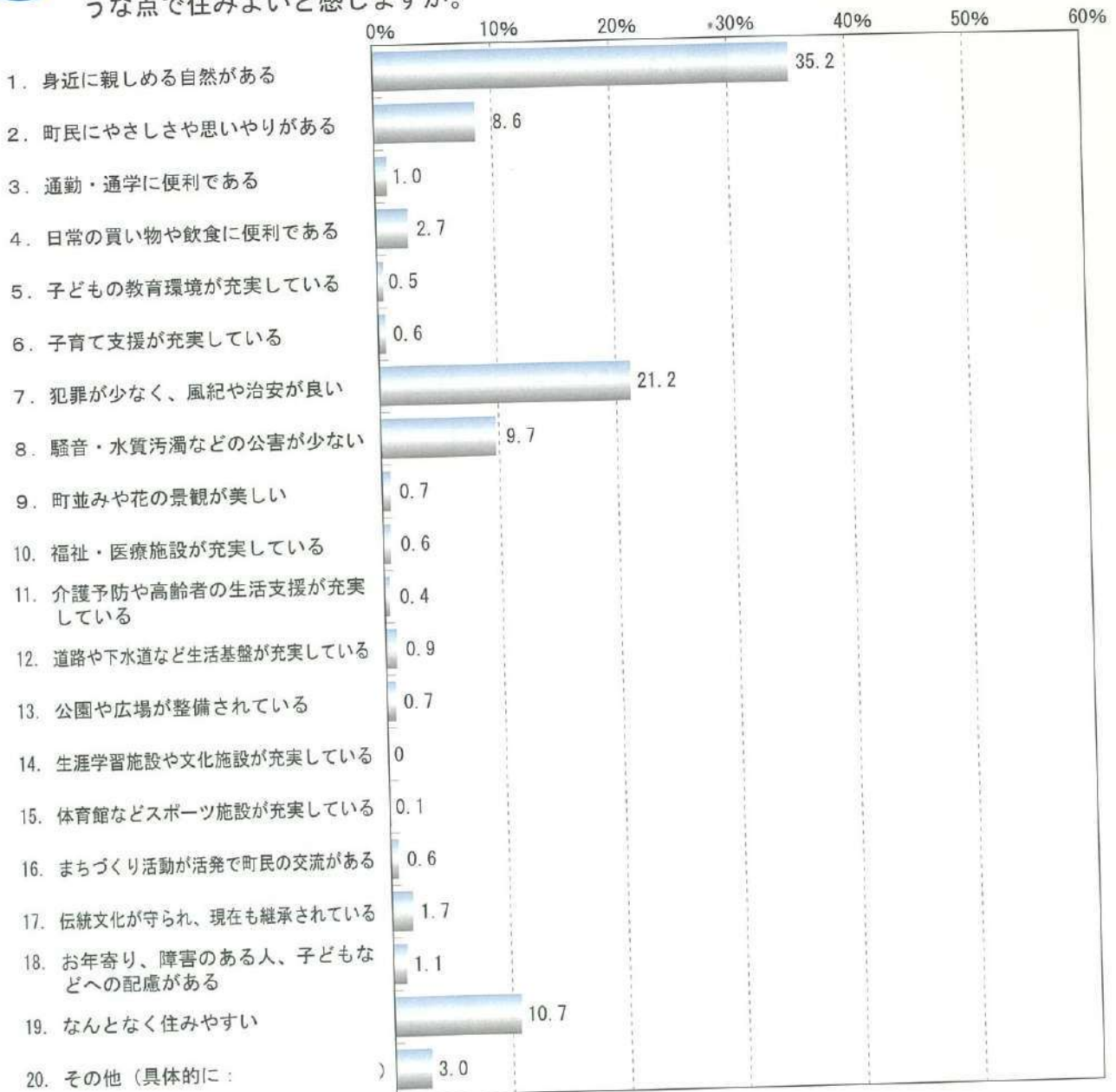


問 3 あなたは、今後も南伊勢町に住み続けたいとお考えですか。



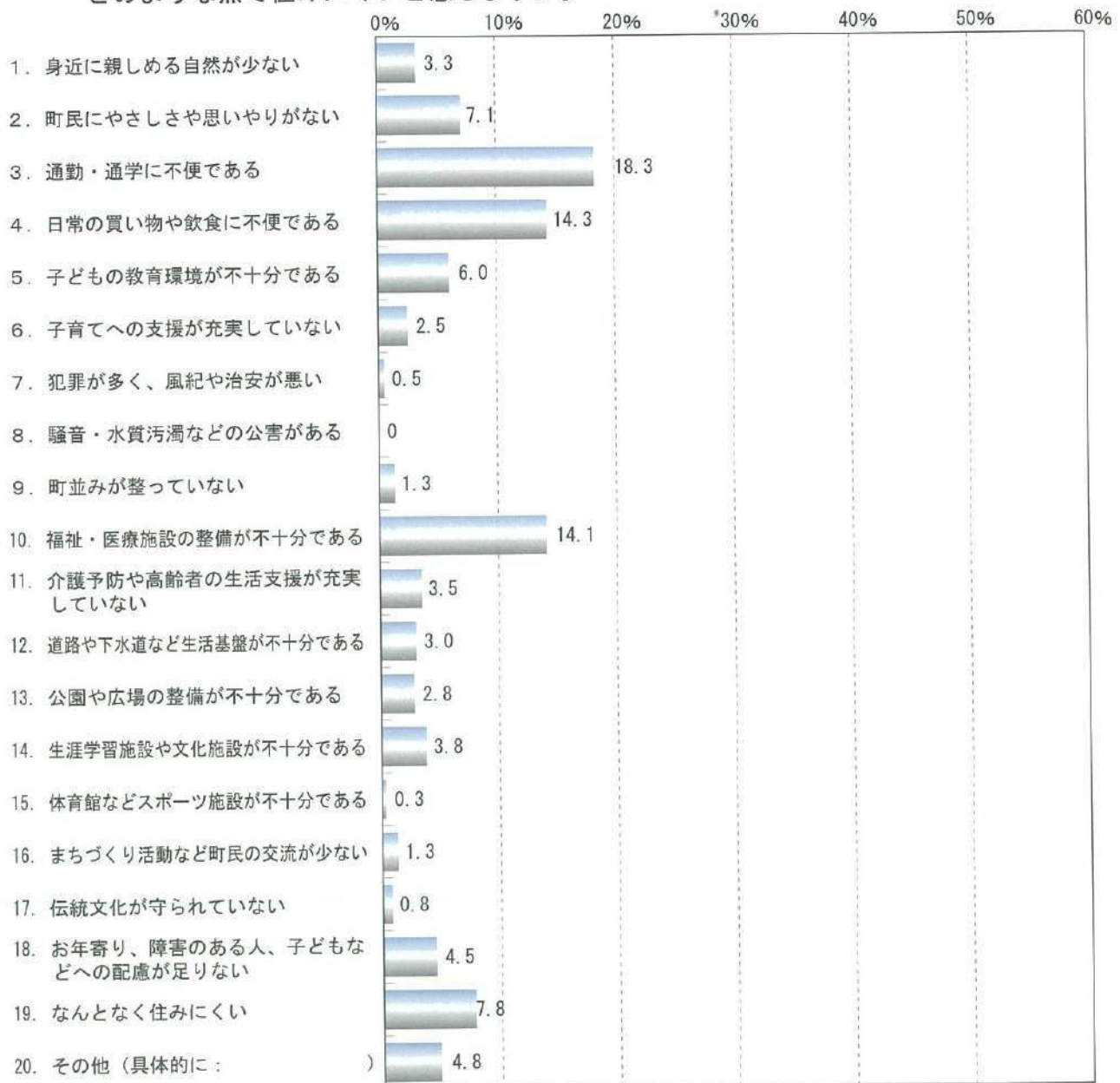
問4

問2で「住みよい」「どちらかといえば住みよい」と答えた方にお聞きします。どのような点で住みよいと感じますか。



問5

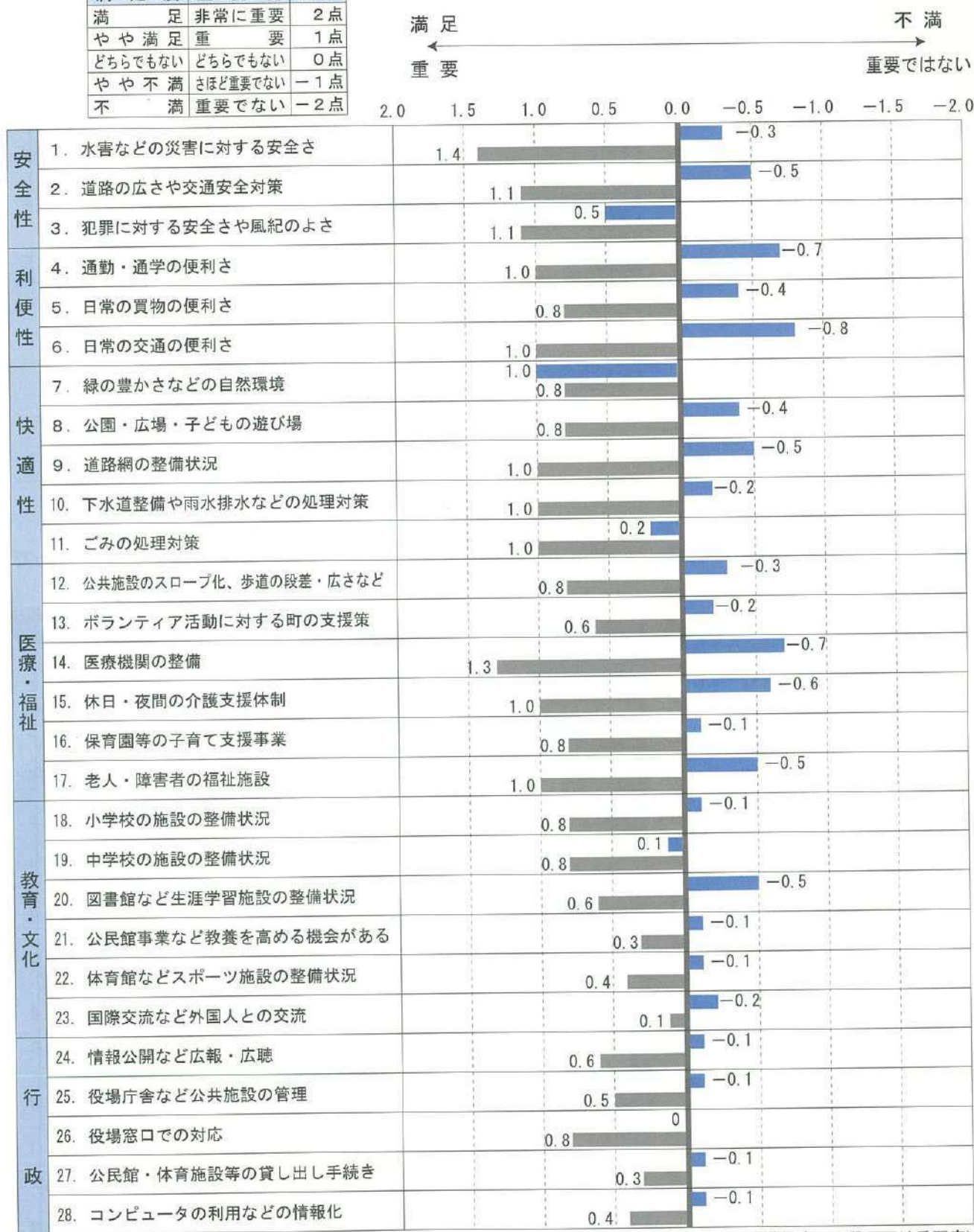
問2で「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」と答えた方にお聞きします。
どのような点で住みにくいと感じますか。



問6

南伊勢町には、日常生活のいろいろな面で、住みよい面と住みにくい面があると思います
が、次の各項目について、あなたはどの程度満足していますか。また重要だと思いますか。

満足度	重要度	点数
満足	非常に重要	2点
やや満足	重要	1点
どちらでもない	どちらでもない	0点
やや不満	さほど重要でない	-1点
不満	重要でない	-2点

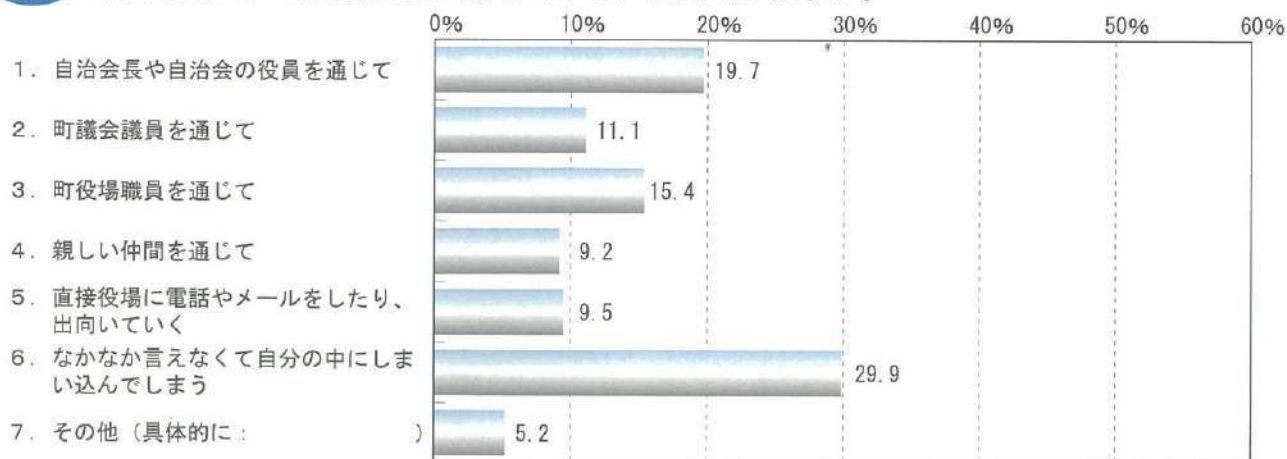


(枠内の上段 ■ は満足度、下段 ■ は重要度)

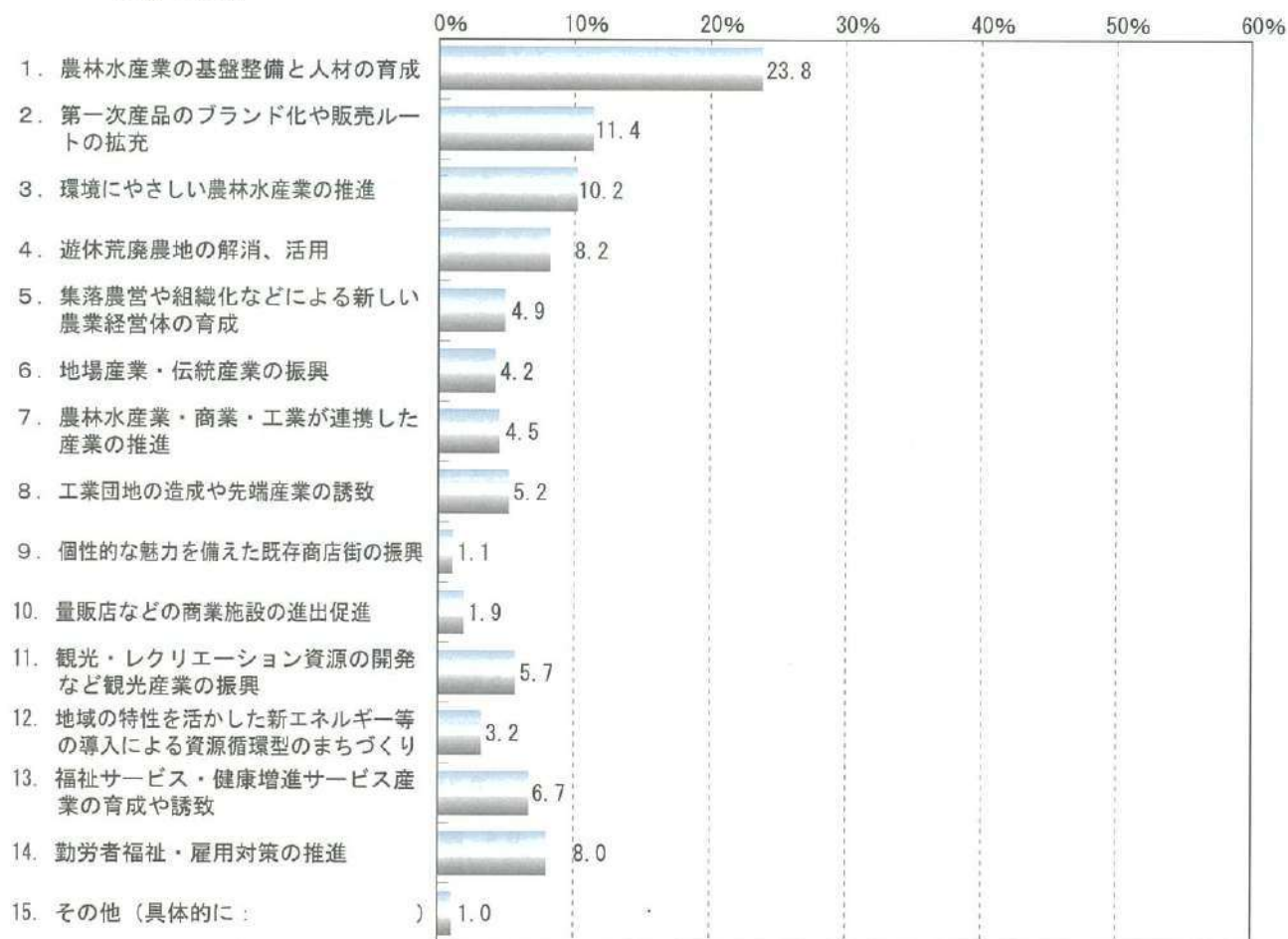
満足度・重要度の算出方法

設問の選択肢にそれぞれ点数を与え、その選択肢を選んだ人数を乗じて総点数とし、それを回答者数（無回答者を除く）で除した平均点として評価する。

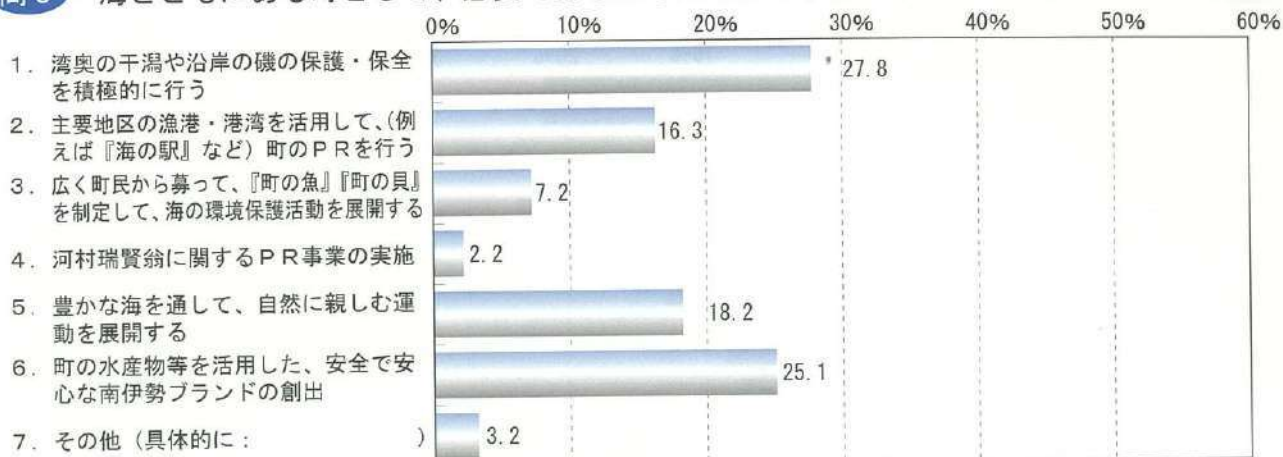
問7 あなたは町への意見や要望をどのように伝えていますか。



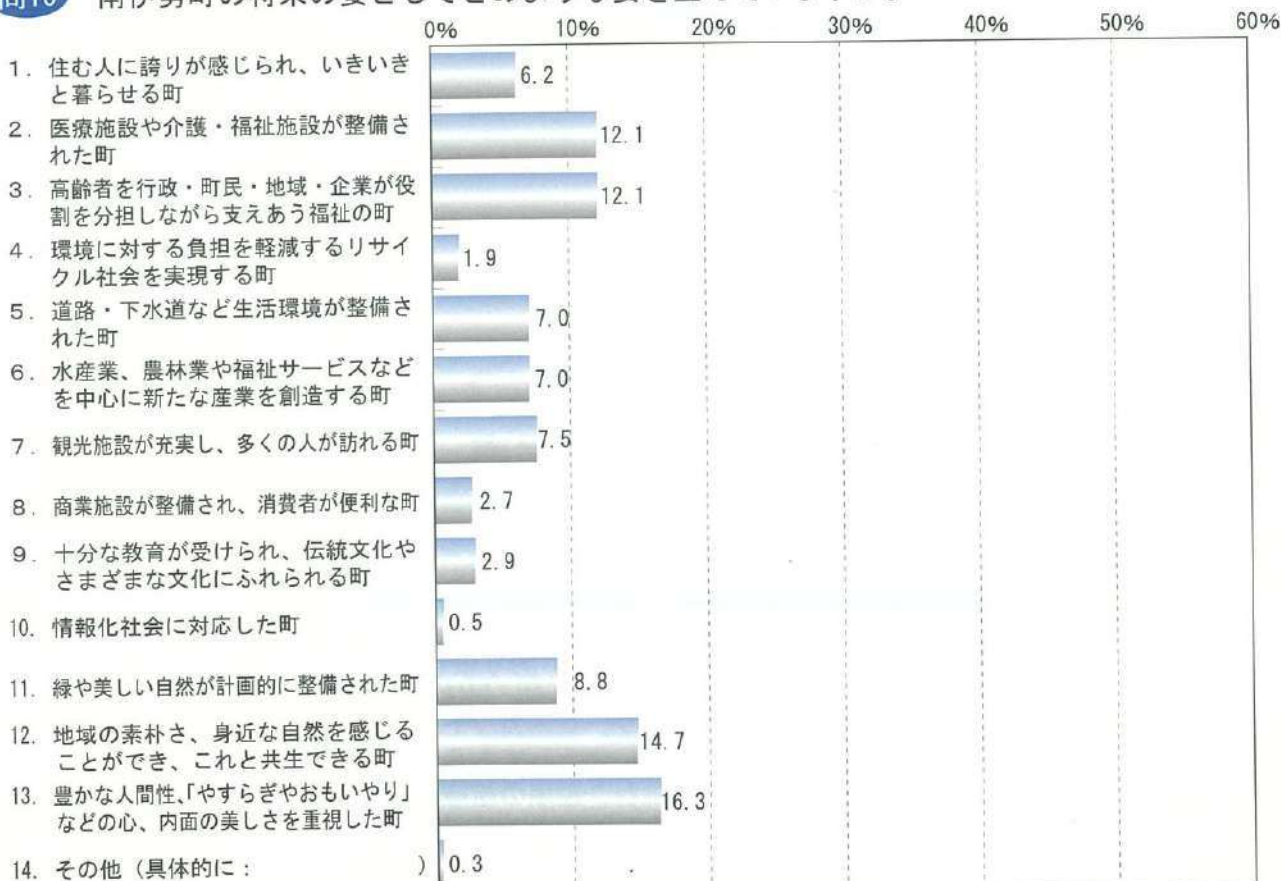
問8 産業振興を図るために、今後特に力を入れなければならないと考えられる事業はなんですか。



問9 海とともにある町として、必要であると考えられる事業はなんですか。

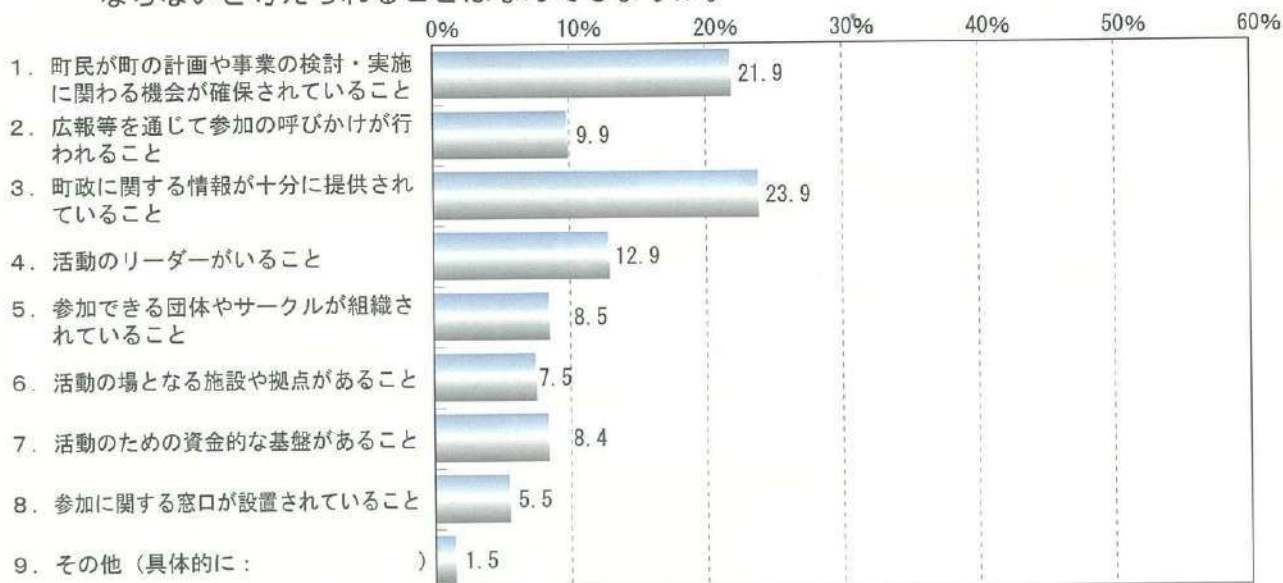


問10 南伊勢町の将来の姿としてどのような姿を望んでいますか。



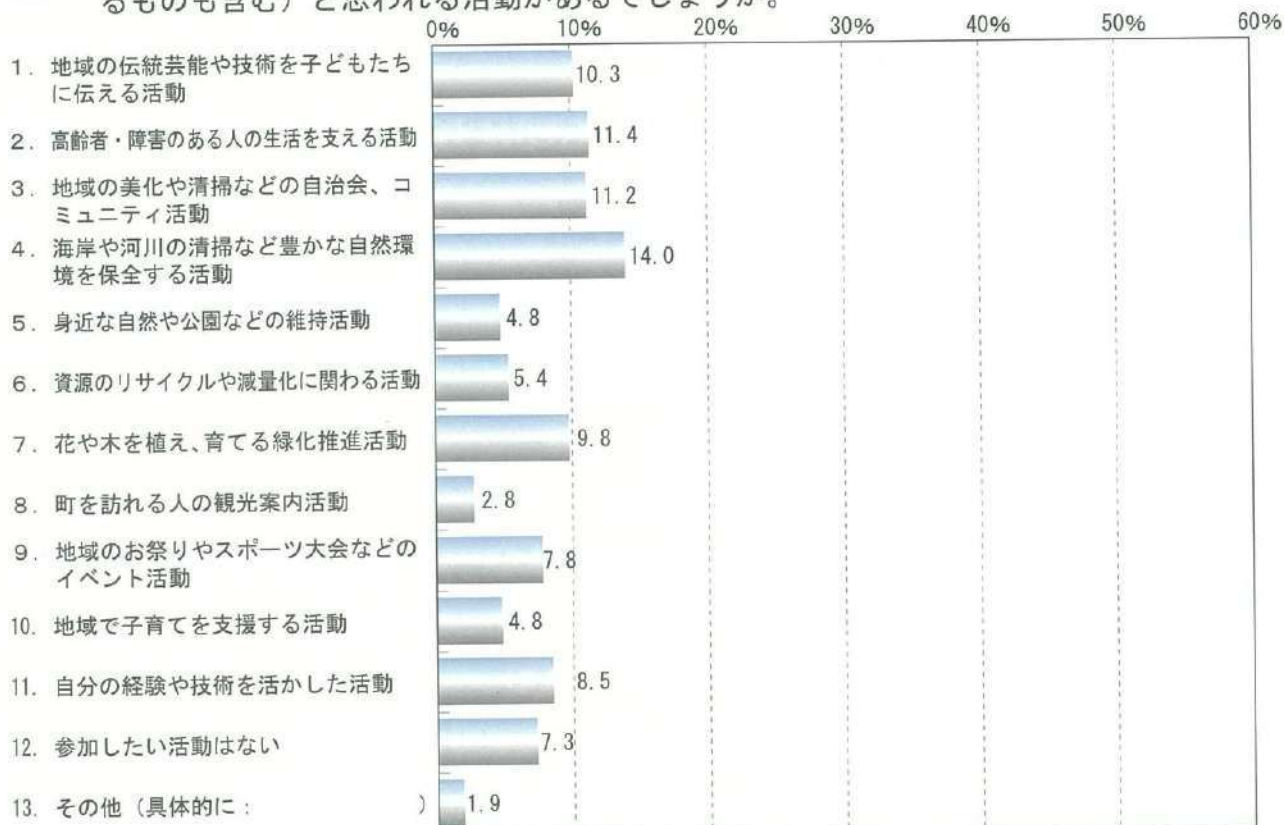
問11

町政やまちづくりにおける町民の参加を進めていくために、今後特に力を入れなければならないと考えられることはなんでしょうか。



問12

住みよいまちづくりを進めていくために、あなたが参加してもよい（すでに参加しているものも含む）と思われる活動があるでしょうか。



問13

今後、南伊勢町の財政状況がさらに厳しくなった場合の町民の負担と役場が提供するサービスのあり方について、あなたのお考えがありましたらご自由にお書きください。

設問に対しては「財政状況が厳しくなっても、サービスカットとか安易に負担増を考えず、節約するところは節約して、サービスの質を落とさないようしてもらいたい。」という意見が多く、そのための方法として「実施している事務事業の再検討、役場の組織の見直し、職員数の適正化や町財政の健全化」などを求める意見が多く寄せられました。その他には合併に伴う意見や若者の定住促進など具体的な施策の実施についての意見もいただいております。

南伊勢町総合計画

平成19年（2007年）3月

南伊勢町企画商工観光課

〒516-0194 度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057

TEL:0599-66-1366 FAX:0599-66-1846

e-mail : kikaku@town.minamiise.mie.jp

